

# 磯子区町名別刑法犯認知件数等一覧

磯子区連合町内会長会資料  
令和4年10月17日  
磯子警察署生活安全課

令和4年9月末現在

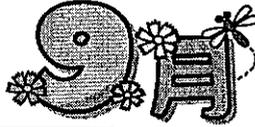
暫定値		令和4年9月末現在																	
町名	刑法犯認知件数	全刑法犯	凶悪犯	粗暴犯	特殊詐欺	オレオレ詐欺		キャッシングカード詐欺	窃盗犯	空き巣	ひったくり	オートバイ盗	自転車盗	車上ねらい	部品ねらい	万引き	その他	知能犯	その他
						オレオレ	詐欺												
区内全域	令和4年	368	2	27	38	25	13		242	5		5	78	5	20	46	83	12	47
	令和3年	321	3	17	26	14	12		233	3	1	5	68	11	9	59	77	8	34
	増減	47	-1	10	12	11	1		9	2	-1		10	-6	11	-13	6	4	13
磯子	令和4年	55	1	1	2	2			37			1	12	2		8	14	2	12
	令和3年	37			5	1	4		21		1		5		1	3	11	3	8
	増減	18	1	1	-3	1	-4		16		-1	1	7	2	-1	5	3	-1	4
磯子台	令和4年	0																	
	令和3年	4			1		1		3				1		2				
	増減	-4			-1		-1		-3				-1		-2				
鳳町	令和4年	0																	
	令和3年	0																	
	増減	0																	
岡村	令和4年	22		1	2	1	1		13	1			3		2		7	3	3
	令和3年	18		2	3	2	1		11	1			4	2			4		2
	増減	4		-1	-1	-1			2				-1	-2	2		3	3	1
上町	令和4年	2		2															
	令和3年	5		1					4				1	1	2				
	増減	-3		1					-4				-1	-1	-2				
上中里町	令和4年	3							3				2				1		
	令和3年	4							4				3				1		
	増減	-1							-1				-1						
栗木	令和4年	6							5				2		1		2		1
	令和3年	3							3				1	1			1		
	増減	3							2				1	-1	1		1		1
坂下町	令和4年	1		1															
	令和3年	1			1	1													
	増減	0		1	-1	-1													
汐見台	令和4年	10			3	1	2		6						3	2	1	1	
	令和3年	2							2								2		
	増減	8			3	1	2		4						3	2	-1	1	
下町	令和4年	1							1								1		
	令和3年	0																	
	増減	1							1									1	
新磯子町	令和4年	0																	
	令和3年	0																	
	増減	0																	
新杉田町	令和4年	12							9			1	1		1	1	5	1	2
	令和3年	11		1					10				3			2	5		
	増減	1		-1					-1			1	-2		1	-1		1	2
新中原町	令和4年	0																	
	令和3年	2			1				1								1		
	増減	-2			-1				-1								-1		
新森町	令和4年	0																	
	令和3年	0																	
	増減	0																	
杉田	令和4年	49		3	4	4			36				11	1	1	9	14	2	4
	令和3年	48	1	1	4	3	1		38	1			10			17	10	1	3
	増減	1	-1	2		1	-1		-2	-1			1	1	1	-8	4	1	1

磯子区町名別刑法犯認知件数等一覧

令和4年9月末現在

暫定値																				
町名	刑法犯認知件数	全刑法犯	凶悪犯	粗暴犯	特殊詐欺	オレオレ詐欺	カード詐欺	キャッシュ	窃盗犯	空き巣	ひったくり	オートバイ盗	自転車盗	車上ねらい	部品ねらい	万引き	その他	知能犯	その他	
杉田坪呑	令和4年	1																		1
	令和3年	2							1				1							1
	増減	-1							-1				-1							
滝頭	令和4年	14		3	3	3			8				3		1	3	1			
	令和3年	9							6			1	2	2			1			3
	増減	5		3	3	3			2			-1	1	-2	1	3				-3
田中	令和4年	7		1					5	2			1	1						1
	令和3年	3							3				3							
	増減	4		1					2	2			-2	1						1
中浜町	令和4年	2		1					1				1							
	令和3年	4							4	1			1							2
	増減	-2		1					-3	-1										-2
中原	令和4年	17	1						12	1			6		1	1	3	2		2
	令和3年	19			4	2	2		14				4			5	5			1
	増減	-2	1		-4	-2	-2		-2	1			2		1	-4	-2	2		1
西町	令和4年	8		3	1	1			4							3	1			
	令和3年	7		1					6			1	1			1	3			
	増減	1		2	1	1			-2			-1	-1			2	-2			
原町	令和4年	2							2							1	1			
	令和3年	2		1					1					1						
	増減	0		-1					1					-1		1	1			
馬場町	令和4年	0																		
	令和3年	0																		
	増減	0																		
東町	令和4年	11			1	1			9				5		1	3				1
	令和3年	16	1	1					13				4	1		2	6			1
	増減	-5	-1	-1	1	1			-4				1	-1	1	1	-6			
久木町	令和4年	2							2					1			1			
	令和3年	8							7				3	1		3				1
	増減	-6							-5				-3			-3	1			-1
氷取沢町	令和4年	6							4						2		2			2
	令和3年	2							2						1		1			
	増減	4							2						1		1			2
広地町	令和4年	3							2			1					1			1
	令和3年	4		1					2							1	1			1
	増減	-1		-1								1				-1				
丸山	令和4年	15		2					13	1		1	5			3	3			
	令和3年	13		2	1		1		10			1	1	2		1	5			
	増減	2			-1		-1		3	1			4	-2		2	-2			
峰町	令和4年	1							1											1
	令和3年	0																		
	増減	1							1											1
森	令和4年	50		5	5	3	2		26			1	12			6	7	1		13
	令和3年	48		3	2	1	1		37				9			14	14			6
	増減	2		2	3	2	1		-11			1	3			-8	-7	1		7
森が丘	令和4年	3		1					2											2
	令和3年	1		1																
	増減	2							2											2
洋光台	令和4年	65		3	17	9	8		43			1	13		7	6	16	1		1
	令和3年	49	1	2	5	4	1		30			2	11		3	8	6	4		7
	増減	16	-1	1	12	5	7		13			-1	2		4	-2	10	-3		-6

# 磯子警察署管内の人身交通事故発生状況



## 1 発生件数

令和4年 9月末

	発生件数	死者数	負傷者		計
			重傷者数	軽傷者数	
本年	232	1	4	264	268
前年	271	3	16	297	313
前年比	-39	-2	-12	-33	-45
増減率 (%)	-14.4	-66.7	-75.0	-11.1	-14.4



去年より事故が減っています！引き続き事故防止をお願いします！！



## 2 類型別発生件数

	横断歩道横断中	その他の人対車両	正面衝突	追突	右左折	出会い頭	その他の車両相互	車両単独
件数	14	23	7	48	49	18	54	19
死者数	0	0	0	0	1	0	0	0
負傷者数	15	24	7	64	54	21	61	22

## 3 路線別発生件数

	発生件数	死者	負傷者
国道16号	46	0	50
国道357号	21	1	29
環状2号線	11	0	15
環状3号線	12	0	13
産業道路	12	0	13
県道	5	0	6
市道	118	0	134
その他	7	0	8
合計	232	1	268

路線別では市道での発生が最も多く、事故が身近な道路でよく起こっていることが分かります。市道は死角となる場所も多く、車と人も近くなるので注意です！

交番別では磯子駅前交番・森交番管内の事故が多くなっています。磯子駅周辺地域の方は特に気をつけて！

## 4 交番別発生件数

	件数	死者	負傷者	発生ワースト
上中里	31	0	31	4
構成率 (%)	13.4	0.0	11.6	
丸山	29	0	50	5
構成率 (%)	12.5	0.0	18.7	
岡村	22	0	23	7
構成率 (%)	9.5	0.0	8.6	
杉田	33	0	33	3
構成率 (%)	14.2	0.0	12.3	
根岸駅前	17	0	15	8
構成率 (%)	7.3	0.0	5.6	
森	34	0	38	1
構成率 (%)	14.7	0.0	14.2	
汐見台	8	0	7	9
構成率 (%)	3.4	0.0	2.6	
洋光台	24	0	26	6
構成率 (%)	10.3	0.0	9.7	
磯子駅前	34	1	45	1
構成率 (%)	14.7	100.0	16.8	
合計	232	1	268	

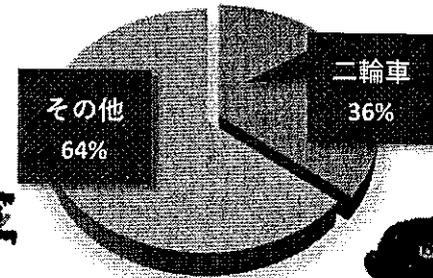
※全事故中のうち二輪車が含まれる割合

## 5 二輪車の関係する事故件数

件数	死者	負傷者
83	0	76

※事故当事者に二輪車が含まれる事故の数値です。

磯子区では二輪車が関係する事故が多く、その割合は県下平均よりも高くなっています。



磯子警察署管内の交通事故発生状況は9月末現在、前年比でマイナスとなっています。交通ルールを守り、事故にならないように気をつけましょう。一人一人の心がけが事故をさらに減らしますよ！

安全は心と時間のゆとりから 特殊詐欺にも注意しましょう！

# 自転車に乗るみなさんへ

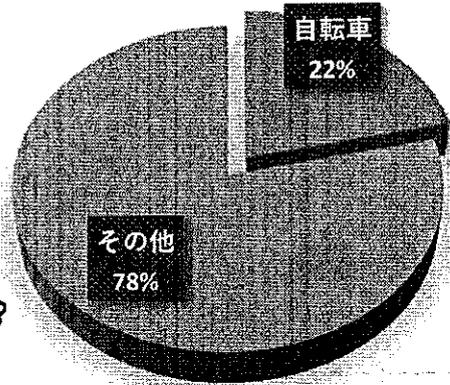
磯子警察署管内では毎年二輪車の事故が多くなるのが特徴となっていますが、自転車の事故も発生しています。自転車は便利な乗り物ですが、軽車両という車の仲間であり、安全確認やルールをきちんと守らないと重大な事故を引き起こす可能性があります。

## 自転車のルール

1. 自転車は車道が原則、歩道は例外  
自転車は軽車両です。歩・車道の区別があるところは「車道通行」が原則です。
2. 車道は左側を通行  
車道の左端を通行します。自転車道や路側帯を通行する場合も左側を走行します。
3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行  
例外的に歩道を通行する場合は、歩行者優先です。歩行者の通行を妨げる場合は一時停止をしなければなりません。
4. 交通ルールを守る  
交差点での信号遵守と一時停止、二人乗り、並進、イヤホンなどは危険ですので絶対にやめましょう。夜間はライトを点灯しましょう。
5. 子どもはヘルメットを着用  
13歳未満の子供は、自転車に乗車する際は、ヘルメットを必ず被りましょう。

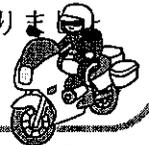


## 磯子警察署管内の自転車事故の割合（令和4年）



※全事故のうち自転車が関係している事故の割合です

自転車のルールやマナー違反についての苦情や取締りの要望が多くなっています。自転車も立派な車両です。一人一人が自覚を持って安全に乗りましょう。



## 反射材を活用しよう！

車両からの視認距離 ※目安



ヘッドライト下向き  
時速60km



反射材付きエコバッグ  
(左側)



黒っぽい服装  
約26m



純用反射材シール



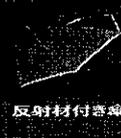
白っぽい服装  
約38m



反射材キーホルダー



反射材着用  
57m以上



反射材付き傘



反射材タックルバンド

神奈川県警察

神奈川県警察 交通総務課

公式Twitter



交通総務課では交通安全等の情報発信をしています！  
QRコードを読み取ってアクセスしてみてください！

磯子警察署マスコットキャラクター



いそにゃん



いそっく



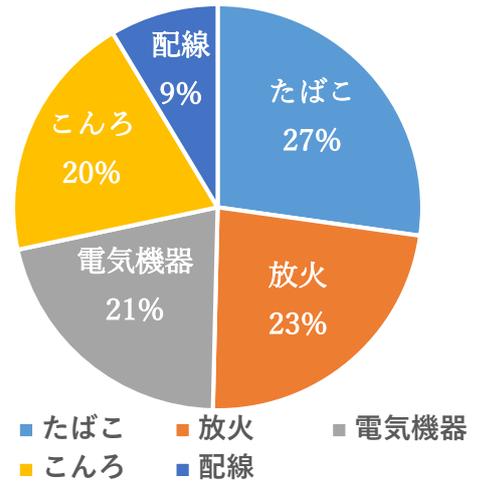
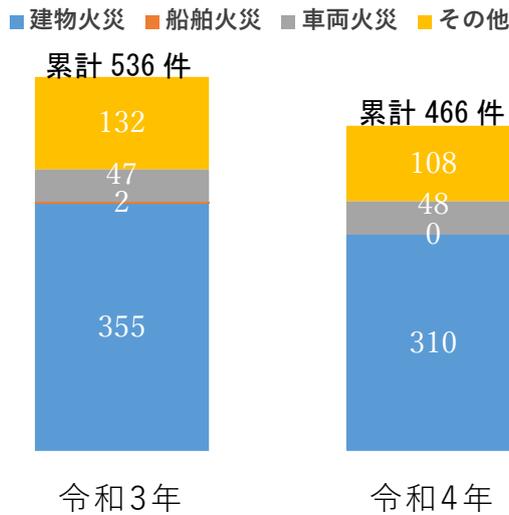
イソゴリくん

# 令和4年 火災・救急 状況

## ■ 市内の火災件数・原因（前年同月比）＜令和4年1月1日から9月30日まで＞

火災原因のうち最も多いのは「たばこ」次いで「放火」

### 市内火災件数・種別



## ■ 区内の火災件数・原因（前年同月比）＜令和4年1月1日から9月30日まで＞

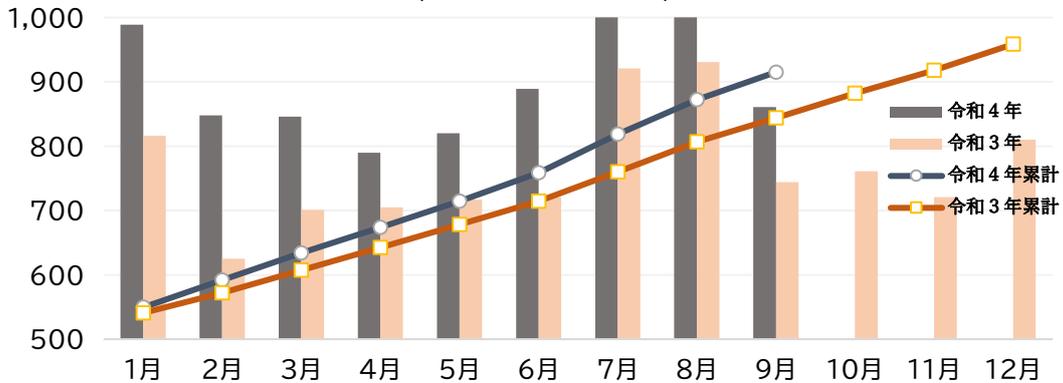
火災件数		令和4年	令和3年	増減
種別	建物	8件	19件	△11件
	車両	3件	2件	1件
	その他	5件	1件	4件
	合計	16件	22件	△6件
主な出火原因	電気機器	4件	1件	3件
	たばこ	2件	1件	1件
	こんろ	3件	3件	0件
	電灯・電話等の配線	1件	1件	0件
	放火（疑い含む）	1件	3件	△2件
焼損面積		3 m <sup>2</sup>	287 m <sup>2</sup>	△284 m <sup>2</sup>
死者数		0人	1人	△1人
負傷者数		2人	4人	△2人

## ■ 区内の火災（9月発生分）

- ① 9月11日（日）磯子区下町（建物火災）

<令和4年1月1日～令和4年9月30日>

- **区内の救急件数** 区内 8,303件 (昨年比 1,422件増)  
市内 182,021件 (昨年比 30,257件増)



## 救急車の適正利用にご協力ください！

本年中の救急出場件数は、市内、区内ともに昨年中と比べ増加しています。

救急車は、事故による大けがや命に関わる病気で緊急に医療機関へ搬送する時に利用するものです。しかし、近年、極めて軽い症状や、通院のためなどのタクシー代わりと思われる救急要請もあります。このことにより、一刻も早く救急搬送が必要な人への対応が遅れることがあります。

このままでは、救える命も救えなくなるかもしれません。真に救急車を必要としている人のために、救急車の適正利用について、皆様のご協力をお願いします。

### 急な病気やけがで救急車を呼ぶか迷ったら・・・

■横浜市救急相談センター

☎ #7119 または ☎ 045-232-7119

(年中無休、24時間対応)

- ・救急車を呼ぶべきか
- ・医療機関へ行くべき症状なのか
- ・どこの医療機関で受診できるか

■横浜市救急受診ガイド

パソコンやスマートフォンで、急な病気やけがの緊急性や受診の必要性を確認できます。

横浜市救急受診ガイド

検索

消磯総第537号  
令和4年10月17日

自治会町内会長様

磯子消防署長

## 令和4年度「火災予防運動ポスター」の掲示について（依頼）

仲秋の候 ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

また、日頃から消防行政に御理解・御協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、磯子消防署では、火災予防思想の一層の普及を図るため、令和4年度磯子区安全・安心まちづくりポスターコンクール・火災予防部門・最優秀作品をデザインとした「火災予防運動ポスター」を作成しました。

つきましては、別添の「火災予防運動ポスター」について、掲示板への掲示をお願いいたします。

### 1 ポスター掲示期間

令和4年11月1日（火）から令和5年3月7日（火）まで

※秋の火災予防運動 令和4年11月9日（水）から令和4年11月15日（火）まで

※春の火災予防運動 令和5年3月1日（水）から令和5年3月7日（火）まで

### 2 その他

御不明な点は、担当までお問い合わせください。

#### 【問合せ】

磯子消防署総務・予防課

担当 山下・加藤

電話・FAX 753-0119

e-mail sy-isogo-yobo@city.yokohama.jp

# 令和4年度 全国火災予防運動実施中!

秋季 令和4年11月9日～11月15日 春季 令和5年3月1日～3月7日



令和4年度安全・安心まちづくりポスターコンクール火災予防部門  
最優秀賞 岡村中学校 鈴木 心優さん

磯子消防署・磯子消防団・磯子火災予防協会

## 「(仮称) よこはま防災パーク」の創設に向けた市民意見募集の実施について

### 1 背景・趣旨

地域住民の皆様への防火防災指導は、本市独自の家庭防災員制度や消防職員が地域に出かけて行う防災訓練会等により推進してきましたが、高齢化等の社会構造の変化やコロナ禍による影響等から、参加者の減少や固定化といった課題を抱えており、これまでの実施手法のままでは、より多くの方に防災に必要な知識を提供することが困難な状況となっています。

こうした状況やデジタル化による社会生活の急速な変化を踏まえ、時間や場所にとらわれず、ウェブサイト上で動画等のコンテンツにより防災を学べる「(仮称) よこはま防災パーク」を創設します。

また、11月から12月にかけて市民意見募集を実施します。

### 2 (仮称) よこはま防災パークの概要

#### (1) 目的

いつでも、どこでも、誰でも、災害へ備えるうえで必要となる知識や技術を気軽に学び、市民一人ひとりの防災力が向上して、いざという時の適切な行動につなげることで自助の裾野を広げる。

#### (2) 学習方法：ウェブサイト上から自由に学習

#### (3) 内容

ア 自主学習：短編動画の視聴により防火・防災に関する知識を学習

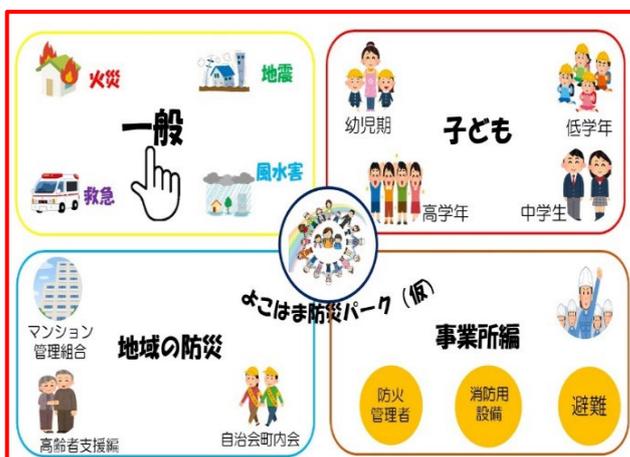
＜自主学習の内容（案）＞

コース	内容
一般	火災、地震、風水害ごとに、災害の危険性、事前の予防対策、災害発生時の適切な行動等を学ぶ。 また、ケガの予防対策や心肺蘇生法など、救急時の対応を学ぶ。
子ども	幼児、小学生、中学生が、災害時の適切な行動を楽しみながら学ぶ。
事業所	防火管理者や責任者が、消防用設備等の使用方法や避難誘導など、事業所の安全を守るための知識を学ぶ。
地域	自治会・町内会やマンション管理組合等の「町の防災組織」が、訓練の実施手法や活動に必要な知識を学ぶ。

イ 効果確認：動画視聴後、ウェブサイト上で効果確認テストを実施

＜自主学習ページのイメージ＞

＜効果確認テストのイメージ＞



- ウ 実技：「一般コース」の効果確認テストを修了された方に対して実技講習を実施  
 ※ウェブサイト上で申し込み、横浜市民防災センターや消防署で受講

<実技講習の内容（案）>

コース	火災	地震	風水害	救急
	消火器取扱 煙からの避難体験	地震体験	水災害体験 マイ・タイムライン	心肺蘇生法 AED 体験
内容				

### 3 受講促進

- (1) 広報よこはま等の広報紙、ツイッターや横浜市公式 LINE 等の SNS、出初式や防災フェアのほか、各区局・消防署が行う防災イベント等、あらゆる機会を通じて、広く市民の皆様へ PR していきます。
- (2) 横浜市町内会連合会や各区連合町内会の定例会等を通じて、地域住民の皆様へ受講促進をお願いさせていただきます。

### 4 防火防災指導に係る既存事業の今後の取組

- (1) 家庭防災員制度については、近年、研修受講者数や自主活動等の減少が顕著となっているほか、家庭防災員の推薦事務を依頼している自治会町内会にご負担をおかけしていることも踏まえ、「(仮称) よこはま防災パーク」の創設とあわせて、見直していきたいと考えます。

【家庭防災員制度の見直し（案）】

- 「(仮称) よこはま防災パーク」の一般コースは、家庭防災員の研修内容を基本とし、誰でも自由に受講できることから、家庭防災員研修受講者の推薦事務は廃止し、家庭防災員の新規募集は行わないこととします。
- 引き続き、家庭防災員の活動を継続していただける方々には、消防署として当該活動の支援に努めてまいります。

- (2) 消防職員が地域で行う防災訓練会については、参加者の固定化等の課題があるものの、地域の皆さまが集まって、実際に消火器の取扱や心肺蘇生法などを実技として学ぶ機会があることや、共に防災を学ぶことで顔の見える関係が構築されるなど、得られる効果は大きいと考えています。「(仮称) よこはま防災パーク」の活用をご案内する一方、これまでの防災訓練会等も、地域の要望に応じて実施させていただくこととしており、地域の皆様からのニーズに柔軟に対応していきます。

### 5 市民意見募集

- (1) 募集期間：11月中旬から約1か月間
- (2) 意見提出方法：郵送、FAX、電子メール、持ち込み

### 6 今後のスケジュール

令和4年12月～3月：コンテンツ制作、システム構築/令和5年4月：市民利用開始

## 用途地域等の見直し都市計画市素案（案）の縦覧（閲覧）及び 意見募集について

### 1 用途地域等の見直しについて

「用途地域」とは、土地利用の目的に応じて 13 種類に分かれた地域のことで、建築できる用途や規模などに関する一定のルールを定めたものです。

近年の社会情勢を踏まえ、市民の暮らしやすさの向上や多様な活動の実現等につなげていくために、用途地域等の見直しを行います。

この度、正式な都市計画手続きを行う前の都市計画変更の案である市素案（案）を作成しましたので、縦覧（閲覧）及び意見募集を実施します。

### 2 市素案（案）の縦覧（閲覧）

#### (1) 期間

令和 4 年 10 月 12 日（水）から 11 月 30 日（水）

#### (2) 縦覧（閲覧）場所

見直し候補地区の詳細の図面を以下の場所で確認することができます。

ア 建築局都市計画課（市庁舎 25 階）

イ 各区役所の区政推進課（中区を除く）

ウ 建築局都市計画課のホームページ

※ 10 月に市内各所で市民説明会を開催しており、併せて 11 月 30 日（水）まで説明会と同じ説明動画を市のホームページにて配信します。

※ 見直しの概要はリーフレットでまとめています。

横浜市 用途地域 見直し

検索 

### 3 意見募集

#### (1) 期間

令和 4 年 10 月 12 日（水）から 11 月 30 日（水）

#### (2) 提出方法

郵送、持参、電子申請・届出システム

### 4 添付リーフレットの配布場所

(1) 見直し候補地区へ戸別配布（9 月 15 日から 10 月 16 日で配布予定）

(2) 各区役所の広報相談係

(3) 建築局都市計画課の窓口（市庁舎 25 階）

(4) 市民情報センター（市庁舎 3 階）

(5) 駅や公共施設に設置されている PR ボックス

※ リーフレットは市のホームページからもご覧いただけます。

【担 当】 建築局都市計画課 太田、飯島、下田

【連絡先】 6 7 1 - 2 6 5 8

〈区版〉

港南区  
磯子区  
南区

横浜市からのお知らせ

# 用途地域等の見直し

## 都市計画市素案(案)の公表及び説明会の開催について

### より暮らしやすい横浜のまちを目指します!!

見直しの候補地区は中面をご覧ください!



### 用途地域等とは…?

「用途地域」とは土地利用の目的に応じて13種類に分かれた地域のことで、建築できる用途や規模などに関する一定のルールを定めたものです。

今回の見直しでは、用途地域の見直しに加え、指定容積率の見直しや特別用途地区の指定も行う予定であるため、それらをまとめて「用途地域等」としています。

### Q なぜ見直しを行うのか?

昨今では、人口減少社会の到来や少子高齢化の進行、建物の老朽化などの課題に加え、新型コロナウイルス感染症拡大等によるライフスタイルの多様化など、社会情勢が大きく変化しています。

これらの変化に対応し、市民の暮らしやすさの向上や多様な活動の実現等につなげていくために、用途地域等について見直しを行います。

### Q 都市計画市素案(案)とはなにか?

本市が作成した、正式な都市計画手続きを行う前の都市計画変更の案のことです。

今回、都市計画市素案(案)の縦覧や説明会等を行い、市民のみなさまのご意見を伺った上で、検討を深度化させ、都市計画手続に移りたいと考えています。

(詳細なスケジュールはP4に記載)

### INDEX

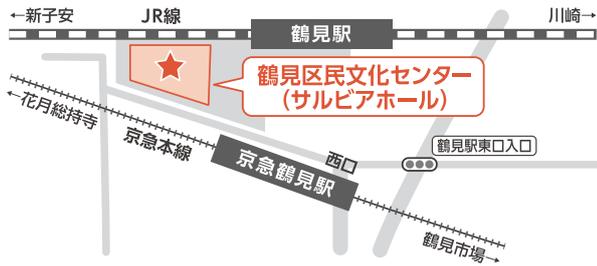
- 説明会・動画配信の実施 ..... P2~3
- スケジュール／縦覧(閲覧)及び意見書の受付 ..... P4
- 都市計画市素案(案)の策定 ..... P5~6

# 都市計画市素案(案)説明会

※各日とも説明内容は同じです。  
※駐車場のご用意はありませんので、公共交通機関をご利用ください。  
※開場時間は開始時刻の30分前です。

## ① 鶴見区民文化センター

令和4年 10月12日(水) 午後7時開始

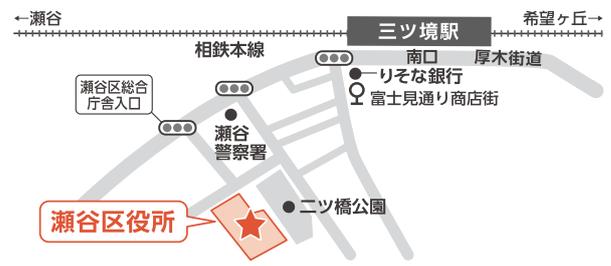


鶴見区鶴見中央1丁目31-2

最寄駅▶JR京浜東北線・鶴見線「鶴見」駅／京急本線「京急鶴見」駅

## ② 瀬谷区役所(5階会議室)

令和4年 10月13日(木) 午後7時開始

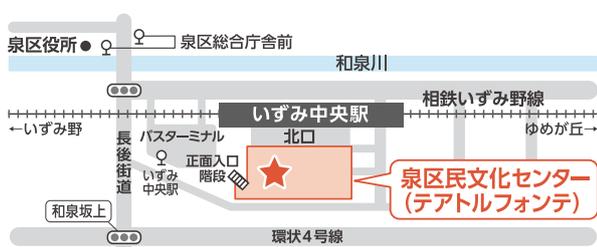


瀬谷区二ツ橋町190

最寄駅▶相鉄本線「三ツ境」駅

## ③ 泉区民文化センター

令和4年 10月14日(金) 午後7時開始



泉区和泉中央南5丁目4-13

最寄駅▶相鉄いずみ野線「いずみ中央」駅

## ④ 関内ホール(小ホール)

令和4年 10月15日(土) 午後2時開始

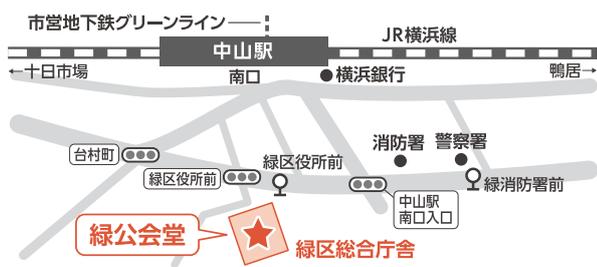


中区住吉町4丁目42-1

最寄駅▶JR根岸線・市営地下鉄「関内」駅

## ⑤ 緑公会堂

令和4年 10月17日(月) 午後7時開始

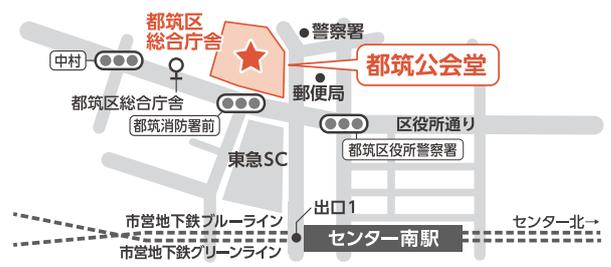


緑区寺山町118

最寄駅▶JR横浜線・市営地下鉄「中山」駅

## ⑥ 都筑公会堂

令和4年 10月18日(火) 午後7時開始



都筑区茅ヶ崎中央32-1

最寄駅▶市営地下鉄「センター南」駅

## ⑦ 旭公会堂

令和4年 10月19日(水) 午後7時開始



旭区鶴ヶ峰1丁目4-12

最寄駅▶相鉄本線「鶴ヶ峰」駅

## ⑧ 金沢公会堂

令和4年 10月20日(木) 午後7時開始



金沢区泥亀2丁目9-1

最寄駅▶京急本線「金沢文庫」駅・「金沢八景」駅

手話通訳について

各会場では、アプリを使用し、発言をリアルタイムで文字表示しますが、手話通訳をご希望の方は、各説明会開催日の2週間前までに横浜市電子申請システムから申請をお願いします。



動画配信を  
します!

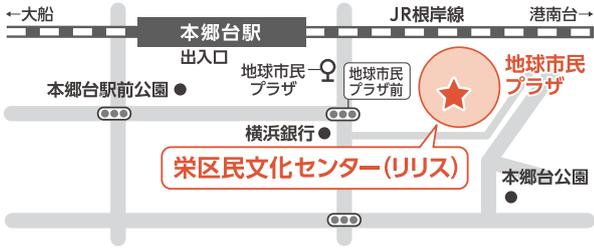
日時 令和4年10月12日(水)~11月30日(水)  
※動画の内容は説明会と同じです。

横浜市 用途地域等の見直し説明会



### 9 栄区民文化センター

令和4年 10月21日(金) 午後7時開始



栄区小菅ケ谷1丁目2-1  
最寄駅▶JR根岸線「本郷台」駅

### 10 青葉区山内地区センター(集会ホールA・B・C)

令和4年 10月23日(日) 午後2時開始



青葉区あざみ野2丁目3-2  
最寄駅▶東急田園都市線・市営地下鉄「あざみ野」駅

### 11 港北公会堂

令和4年 10月24日(月) 午後7時開始



港北区大豆戸町26-1  
最寄駅▶東急東横線「大倉山」駅

### 12 保土ヶ谷公会堂

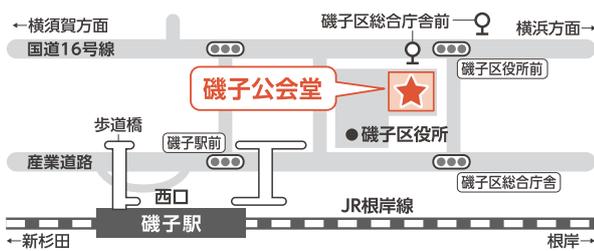
令和4年 10月25日(火) 午後7時開始



保土ヶ谷区星川1丁目2-1  
最寄駅▶相鉄本線「星川」駅

### 13 磯子公会堂

令和4年 10月26日(水) 午後7時開始



磯子区磯子3丁目5-1  
最寄駅▶JR根岸線「磯子」駅

### 14 港南公会堂

令和4年 10月27日(木) 午後7時開始



港南区港南中央通10-1  
最寄駅▶市営地下鉄「港南中央」駅

### 15 戸塚公会堂

令和4年 10月28日(金) 午後7時開始



戸塚区戸塚町127  
最寄駅▶JR横須賀線ほか・市営地下鉄「戸塚」駅

### 16 南公会堂

令和4年 10月31日(月) 午後7時開始



南区浦舟町2丁目33  
最寄駅▶京急本線「黄金町」駅・市営地下鉄「阪東橋」駅

## スケジュール

令和3年 8月

「用途地域等の見直しの基本的考え方」について、横浜市都市計画審議会より答申

令和3年12月～  
令和4年 1月

「用途地域等の指定及び見直しの基本的考え方(案)」の公表 及び  
市民意見募集の実施 …………… 詳細はHPへ

令和4年 3月

「用途地域等の指定及び見直しの基本的考え方」の策定 …………… 詳細はHPへ

今回

令和4年10月～  
令和4年11月

- 都市計画市素案(案)の公表 …………… 詳細はP5～6へ
- 説明会・動画配信の実施 …………… 詳細はP2～3へ
- 縦覧(閲覧)及び意見書の受付 …………… 詳細はP4へ

令和5年度以降

- 都市計画市素案の策定
- 都市計画手続(素案説明会・公聴会・縦覧・都市計画審議会)
- 都市計画変更告示

## 縦覧(閲覧)及び意見書の受付

都市計画市素案(案)の内容を縦覧(閲覧)できます。

また、この都市計画市素案(案)について、ご意見がある方は、縦覧(閲覧)期間内に意見書を提出することができます。

いただいたご意見は、用途地域等の見直しの検討にあたって参考にさせていただきます。

また、ご意見の概要とそれに対する横浜市の考え方は、後日、横浜市ホームページで公表します。

### 縦覧(閲覧)期間

令和4年**10月12日(水)**から**11月30日(水)**まで(土、日、祝日は除く)

**時間** 午前8時45分から午後5時15分まで(区役所は午後5時まで)

### 縦覧(閲覧)場所

- 建築局都市計画課 …………… 市全域の都市計画市素案(案)を縦覧できます。
- 各区区政推進課(中区を除く) …………… 当該区の都市計画市素案(案)を閲覧できます。
- 横浜市ホームページ …………… 市全域の都市計画市素案(案)を閲覧できます。

### 意見書の 提出期限と方法

- 提出期限 **令和4年11月30日(水) 午後5時15分必着**

- 提出方法 **郵送、持参、電子申請**

- 提出先 **建築局都市計画課**

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎25階

※意見書の様式は特に定めていませんが、「氏名」「住所(町名まで)」「ご意見」をご記入の上、提出してください。

電子申請は  
こちらから



### 個人情報等の取扱いについて

ご意見の提出に伴い取得した氏名等の個人情報は「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い適正に管理し、本案に対する意見募集に関する業務にのみ利用します。



自分の家がどのような用途地域に  
位置しているか確認できます！

iマッピー (横浜市行政地図  
情報提供システム)

iマッピー



問合せ先

横浜市建築局都市計画課

☎ 045-671-2658 FAX 045-550-4913

横浜市 用途地域等の見直し



# 用途地域等 見直しの視点

本市では、市街化区域の約4割が第一種低層住居専用地域に指定されており、郊外部を中心に低層の住宅地が広がっています。  
近年の社会情勢を踏まえ、郊外部に広く指定されている第一種低層住居専用地域を中心に、用途地域等の見直しを行います。

## Point 郊外住宅地の魅力向上の視点

目指すべき  
土地利用の姿

「住み、働き、楽しみ、交流する場所」を創出し、  
持続可能で価値の高い郊外住宅地の形成を図る。



### 見直し1 第二種低層住居専用地域への見直し

住宅地内の大きな道路沿いを第二種低層住居専用地域に見直します。

対象 第一種低層住居専用地域のエリア等(概ね80ha以上)の一部

〈現在建築できる  
建物の例〉



#### 第二種低層住居専用地域

日用品店舗や喫茶店などの  
独立した店舗の建築が可能になります。

〈新たに建築できる建物の例(150㎡以下)〉



※床面積150㎡以下 / 2階以下に限りです。  
※第一種低層住居専用地域で建築できる建築物も建築可能です。  
※建築物の高さや容積率、建蔽率などの形態制限は変更しません。

家の近く  
にお店ができれば  
便利!



### 見直し2 特別用途地区※1の指定

生活利便性の向上に取り組む必要性が高いと考えられる  
地区などに特別用途地区を指定します。

#### ※1 特別用途地区

特別の目的から、特定の用途  
の利便の増進又は環境の保  
護等を図るため、用途地域  
を補完する都市計画制度。

#### 特別用途地区

周辺の住環境に配慮しながら、日用品店舗などの  
独立した店舗の建築や、事務所の建築が可能になります。

〈新たに建築できる建物の例〉



条件  
第二種低層住居専用地域  
+  
特別用途地区の指定

条件  
第一種低層住居専用地域  
+  
特別用途地区の指定

※周辺環境への配慮として設定する立地要件を満たす必要があります。  
※建築物の高さや容積率、建蔽率などの形態制限は変更しません。  
※地区計画、建築協定、地区プラン、地域まちづくりルールが  
定められている地域について、建築できる建物用途は変更しません。

事務所が  
近くがあれば  
働きやすくなるね!



## Point 安全・安心なまちづくり、ゆとりある住空間の創出の視点

目指すべき  
土地利用の姿

居住者のニーズや生活スタイル等に応じた  
自由な住まい方や働き方も可能となる、ゆとりある住空間の創出を図る。

### 見直し3 指定容積率※2 80%から100%への緩和(+準防火地域※3の指定)

第一種低層住居専用地域で指定容積率80%の地区のうち、敷地が  
狭くかつ老朽化した住宅が特に多い地区において、指定容積率を  
80%から100%に緩和します。あわせて、準防火地域を指定します。

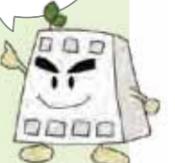
※2 容積率…敷地面積に対する延べ床面積(各階の床面積の合計)の割合。  
※3 準防火地域…建築物の規模に応じて、準耐火建築物等の耐火性能の  
良い建築物にする必要がある地域。

対象 第一種低層住居専用地域(容積率80%/建蔽率50%/最低敷地面積125㎡/外壁後退なし)の一部

現在 (例)  
敷地面積 100㎡ × 容積率 80%  
→ 建てられる面積 80㎡

変更後 (例)  
敷地面積 100㎡ × 容積率 100%  
→ 建てられる面積 100㎡

家が広がって  
安全にもなるんだ!



建てられる床面積が増え、ゆとりある間取りが可能になります。準防火地域に指定されるため、防火の観点から安全性が向上します。

## その他の見直し

### 見直し4 工業系用途地域から住居系用途地域への見直し(+高度地区の変更、緑化地域の指定)

対象 準工業地域  
工業地域の一部

工業系用途地域の中で、全て住宅  
等に建て替わった地区を、周辺の  
土地利用への影響を踏まえて、  
住居系用途地域に見直します。

### 見直し5 軽易な変更等

- 第7回線引き※4全市見直し(平成30年3月告示)で市街化区域に編入した地区で、編入前の建築物の制限を鑑み、対応が必要である地区の用途地域を変更します。
- 市街化調整区域内で用途地域が指定されている地区について、用途地域の指定を解除します。

※4 線引き  
無秩序な市街化を防止し、  
計画的な市街化を図るた  
め定めるもの(市街化区域  
と市街化調整区域の区分)。

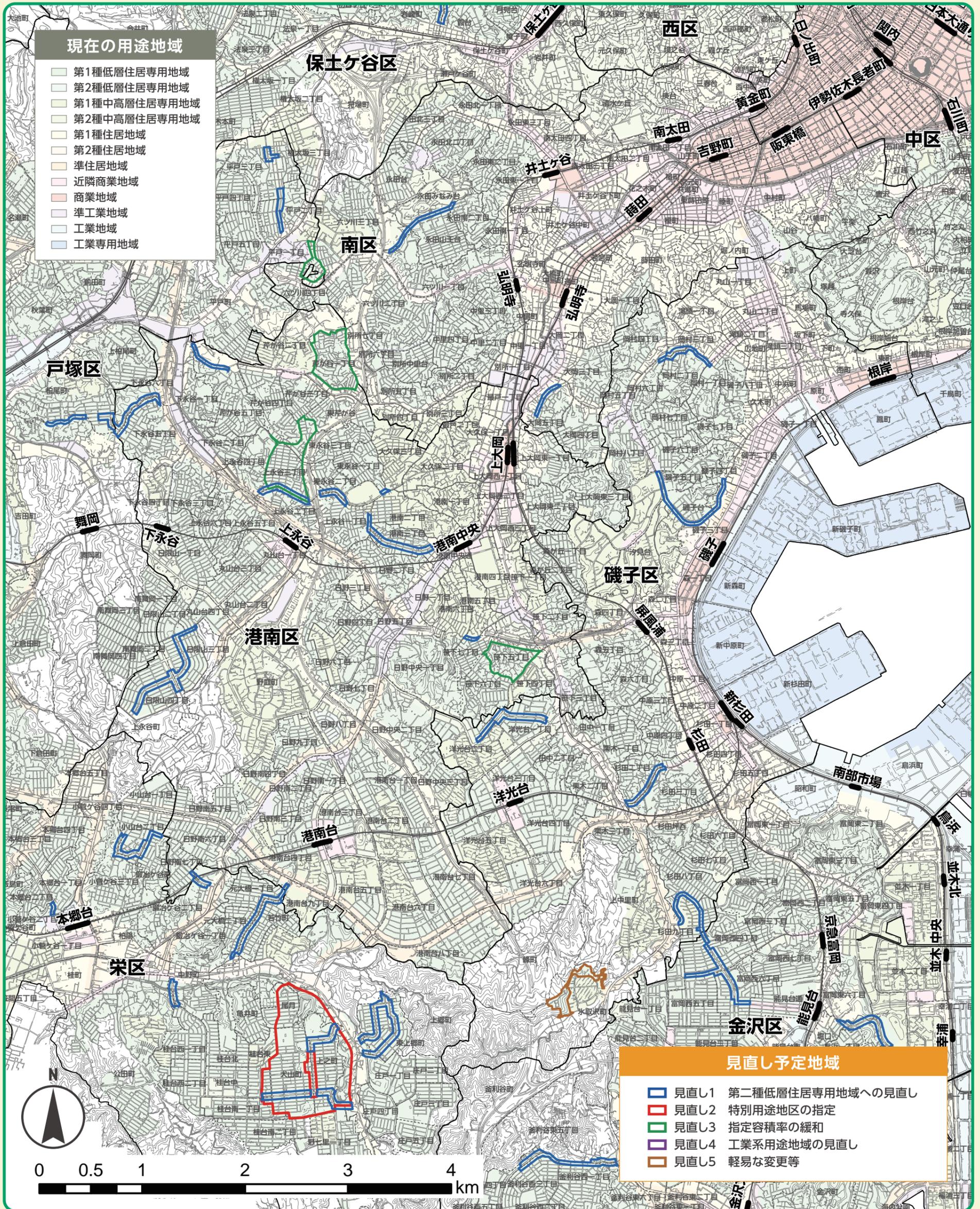
# 都市計画市素案(案)

※本資料は一部簡略化(省略化)して示しています。都市計画市素案(案)の正確な区域等については縦覧(閲覧)期間中に縦覧(閲覧)場所でご確認ください。

## 事務的変更について

用途地域の境界付近で、道路整備や水路改修等による道路や河川等の線形が変更された区域は、事務的変更を行う場合があります。

港南区  
磯子区  
南区



環創み第 1025 号  
令和 4 年 10 月 17 日

各自治会・町内会長様

横浜市環境創造局  
みどりアップ推進課長 坂井 和洋  
政策課みどり政策調整担当課長 岩間 隆男  
横浜市財政局  
税務課長 江口 昌克

横浜みどりアップ計画[2019-2023]  
3 か年[2019(令和元)～2021(令和 3)年度]の実績概要リーフレット作成の  
ご報告等について

- (1) 横浜みどりアップ計画[2019-2023] 3 か年[2019(令和元)～2021(令和 3)年度]の  
実績概要リーフレット作成のご報告について【資料 1】
- (2) 「これからの緑の取組」素案の市民意見募集について (12 月下旬から実施予定)  
【参考資料】

【問合せ】

資料 1 に関する事

- 横浜みどりアップ計画の実績に関する事  
環境創造局みどりアップ推進課 TEL:671-2712 FAX:224-6627
- 横浜みどりアップ計画に関する事  
環境創造局政策課 TEL:671-4214 FAX:550-4093
- 横浜みどり税に関する事  
財政局税務課 TEL:671-2253 FAX:641-2775

参考資料に関する事

- 「これからの緑の取組」素案の市民意見募集に関する事  
環境創造局政策課 TEL:671-4214 FAX:550-4093

各自治会・町内会長様

横浜市環境創造局  
みどりアップ推進課長 坂井 和洋  
横浜市財政局  
税務課長 江口 昌克

横浜みどりアップ計画[2019-2023]  
3か年[2019(令和元)～2021(令和3)年度]の実績概要リーフレット作成の  
ご報告について

横浜みどりアップ計画につきましては、平成21年度から、横浜みどり税を財源の一部として活用させていただきながら、推進しています。令和元年4月からは3期目となる5か年計画に取り組んでいるところです。

このたび、3か年[2019(令和元)～2021(令和3)年度]を振り返り、取組の成果を事業報告書にまとめましたのでご報告いたします。報告書全体は市ホームページや、公共施設等で閲覧ができます。また、概要のリーフレットと、横浜みどり税のチラシについては、市連会及び区連会での説明後に、単位自治会町内会長あてに各1部送付させていただきます。

今後も、「横浜みどりアップ計画」を着実に推進してまいりますので、御理解・御協力をよろしくお願い申し上げます。

【配布資料】

- 1 横浜みどりアップ計画[2019-2023]  
3か年[2019(令和元)～2021(令和3)年度]の実績概要リーフレット【別紙1】
- 2 横浜みどり税のチラシ【別紙2】
- 3 【参考資料】3か年[2019(令和元)～2021(令和3)年度]の区別実績



【別紙1】



【別紙2】

\*別紙1「3か年[2019(令和元)～2021(令和3)年度]の実績概要リーフレット」及び別紙2「横浜みどり税のチラシ」については、例年、各自治会・町内会の皆様へ班回覧をお願いしておりましたが、新型コロナウイルスの影響により、令和2年度から回覧を見合わせています。PRボックス、市役所及び区役所の窓口等への配架は例年通り行います。

【問合せ】

- 横浜みどりアップ計画の実績に関すること  
環境創造局みどりアップ推進課 TEL: 671-2712 FAX: 224-6627
- 横浜みどりアップ計画に関すること  
環境創造局政策課 TEL: 671-4214 FAX: 550-4093
- 横浜みどり税に関すること  
財政局税務課 TEL: 671-2253 FAX: 641-2775

市民の皆様の参加をお待ちしています！  
**みどりアップを体感しよう**

横浜みどりアップ計画では、市民の皆様が緑を身近に感じていただけるよう、緑にふれる空間づくりやイベント開催を多数行っています。また、市民の皆様が緑や花を守り増やす取組をサポートする制度を設けています。ぜひ皆様も緑にふれ、横浜のみどりアップを体感してください。

みどりアップを楽しもう！  
**イベント・体験のスポットをご紹介します**

詳しくはHPをご覧ください



ほかにも、18区役所で様々な取組を行っています



森にふれる	農にふれる	緑や花にふれる
<b>散策など森にふれるイベントやスポット</b> ウェルカムセンター(5か所) 市民の森/ふれあいの樹林など 市民の森ガイドマップ/森づくり体験会 	<b>農畜産物の直売など農にふれるイベントやスポット</b> 収穫体験農園/市民農園 直売所/マルシェ よこはま地産地消サポート店 	<b>まち歩きなど緑や花にふれるイベントやスポット</b> 花の見どころカレンダー ガーデンネックレス横浜/里山ガーデンフェスタ/都心臨海部等の緑花 
横浜自然観察の森(栄区)	農ある横浜あくリツアー(泉区)	港の見える丘公園(中区)

みどりアップの活動に参加しよう！  
**市民の皆様が活用できる制度を一部をご紹介します**

詳しくはHPをご覧ください



制度名	制度内容	募集時期
① 地域緑のまちづくり	地域が主体となり、住宅地や商店街、オフィス街で緑を創出する計画をつくり、市と協働で緑化を進めます(費用助成あり)	4~6月
② 人生記念樹の配布	出生、入学、還暦などの人生の節目を記念して、市内で生産された苗木を希望者に無料で配布(年2回)します	通年
③ 名木古木の保存	古くから親しまれてきた故事、来歴などのある樹木を指定して所有者の維持管理を費用助成などで支援します	指定申請:例年6月まで 助成申請:例年1月まで
④ 森づくり活動団体への支援	市民の森や都市公園内の樹林で活動する団体を対象に森づくりに必要なサポート(道具の貸出しなど)を行います	お問い合わせください
⑤ 森づくりボランティア	森づくり活動団体が市と協働で行っている市内の森を育む体験会や研修会に参加できます	登録は通年
⑥ 地産地消ビジネス創出支援事業	地産地消に関するビジネスプランをつくる講座を開催し、選定された事業に対して費用を補助します	11月(予定)
⑦ 子どもを育む空間での緑の創出・育成	園庭・校庭の芝生化やビオトープの整備、花壇づくり、屋上緑化などの費用助成や技術サポートを行います	例年1月末まで
⑧ 公開性のある緑空間の創出支援	駅前や都心部などの多くの人が訪れる公開性のある民有地(市街化調整区域を除く)において、法令等で定める基準以上の緑化を行う場合に費用を助成します	例年1月末まで

**横浜みどりアップ計画市民推進会議の活動**

横浜みどりアップ計画市民推進会議は、公募市民や学識経験者などから構成されている附属機関です。横浜みどりアップ計画の取組の検証や、現地調査を行い、評価・提案を報告書にまとめているほか、広報誌「みどりアップAction」を発行しています。



詳しくはHPをご覧ください



「みどりアップAction」

**お問合せ** 「横浜みどりアップ計画」について  
 環境創造局政策課 TEL.045-671-4214 FAX.045-550-4093

「横浜みどりアップ計画」の各事業について  
 環境創造局みどりアップ推進課 TEL.045-671-2712 FAX.045-224-6627

「横浜みどり税」について  
 【個人市民税】各区役所税務課または財政局税務課 TEL.045-671-2253 FAX.045-641-2775  
 【法人市民税】財政局法人課税課 TEL.045-671-4481 FAX.045-210-0481

実績報告書はHPをご覧ください  
 区ごとの実績もご覧いただけます

横浜みどりアップ計画 🔍



横浜みどり税を財源の一部に活用

# 横浜みどりアップ計画 [2019-2023]

**3か年** の実績 概要 [2019(令和元)~2021(令和3)年度の実績]



**横浜の緑、育っています！**

折本農業専用地区(都筑区)

森を育む	農を感じる場をつくる	緑や花をつくる
 <p>森づくり体験会(青葉区)</p>	 <p>みなとみらい農家朝市(西区)</p>	 <p>山下公園(中区)</p>

緑の減少に歯止めをかけ、「緑豊かなまち横浜」を次世代に継承するため、「横浜みどり税」を財源の一部として活用しながら、「横浜みどりアップ計画[2019-2023]」を進めています。このリーフレットは、2019(令和元)~2021(令和3)年度に実施した事業の実績を、概要としてまとめたものです。



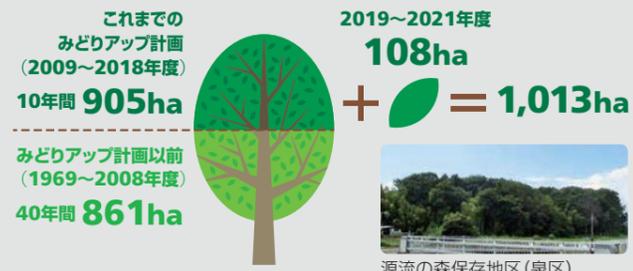
計画の柱1

## 市民とともに次世代につなぐ森を育む

### 樹林地の保全の進展

3か年で108haの樹林地を新たに保全指定しました。

緑地保全制度による指定の実績



- ▶ 緑地保全制度による新規指定 **108.0ha**
- ▶ 市による買取り **57.7ha**

### 市民が森に親しむための取組の展開

市民が気軽に森の中に入り、森に親しむことができるように、市民の森などの整備を進めました。

- ▶ 保全した樹林地の整備 **227か所**



上川井市民の森(旭区)

### 保全した樹林地の良好な維持管理や安全の確保を市民協働で推進

保全した市管理の樹林地を良好かつ安全に維持管理するとともに、森づくり活動団体に対する支援や、民有樹林地所有者に対する維持管理費用の一部助成を行いました。



森づくり活動団体への支援(磯子区)

- ▶ 森の維持管理(市管理地) **樹林地:464か所、公園:112か所**
- ▶ 維持管理の助成(民有地) **414件**

### コロナ禍での工夫

コロナ禍で身近な自然にふれあうニーズが高まる中、外出の機会が減った子どもたちが参加できる自然の中でのびのびと過ごす森のイベントを多く開催しました。



よこはま森の楽校(緑区)



計画の柱3

## 市民が実感できる緑や花をつくる

### 市民が実感できる緑と花の空間づくりの推進

公共施設や公園、保育園など、市民の身近な場所で実感できる緑を創出しました。



港北区庁舎(港北区)



小学校の花壇整備(南区)

- ▶ 公共施設・公有地での緑の創出 **21か所**
- ▶ 保育園・幼稚園・小中学校での緑の創出 **131か所**

### 緑や花による街の賑わいづくりの推進

多くの市民が集まる都心部の公共空間などで、緑や花による空間演出を集中的に展開し、街の魅力の向上、賑わいづくりを進めています。

- ▶ 都心臨海部等の緑花による魅力ある空間づくりと維持管理 **44か所**



グランモール公園(西区)

### 全区での市民や企業との協働による緑と花の取組の展開

オープンガーデンなどの市民が緑や花に親しむ取組を各区で推進しました。併せて、取組の成果をガーデンネックレス横浜の中で発信し、市民や地域・企業等の関心の高まりへとつなげました。



地域の花いっぱいにつながる取組(栄区)



緑や花を身近に感じる各区の取組(鶴見区)

- ▶ 緑や花を身近に感じる各区の取組 **18区で推進**

### 緑花による魅力ある空間づくり

山下公園で市民参加の球根ミックス花壇の講習会を行うとともに、市内の1,000か所を超える公園で市民による花壇づくりを展開しています。



市民連携花壇講座(中区)



計画の柱2

## 市民が身近に農を感じる場をつくる

### 良好な農景観の保全の推進

市内の水田面積の約9割を保全し、農地縁辺部の草刈りや植栽等により良好な農景観を維持・形成しました。



水田の保全(戸塚区)



農地縁辺部への植栽(金沢区)

- ▶ 水田保全面積 **112.2ha**

### 地産地消の拡大

市民が身近なところで地産地消を実感できるよう、直売所・青空市等の支援等を行いました。



青空市・マルシェ等(磯子区)



横浜FCホームゲームにおける地産地消イベント(神奈川区)

- ▶ 直売所・青空市等の支援 **133件**

### 農とふれあう場や機会の増加

市民が気軽に農とふれあうために様々なニーズに合わせた農園の開設を進めました。



農園付公園(瀬谷区)



市民農園(港南区)



収穫体験農園(神奈川区)

- ▶ 様々なニーズに合わせた農園の開設 **12.5ha**

### 横浜農場

市内産農畜産物のブランド化を進め、その魅力を発信するため、「横浜農場」を活用した統一的なPRや、都心臨海部での展開などを重点的に進めています。

横浜農場とは?



横浜農場Instagram



## 効果的な広報の展開

様々な手法を用いて、幅広い年齢層にみどりアップ計画を知っていただけるよう広報を展開しています。

- 広報よこはま等への記事掲載
- PR動画の放映
- メールマガジンやSNS等による情報発信
- 実績リーフレットの配布
- 取組の実施箇所への現地表示看板の設置
- 横浜みどり税の広報
- ロゴ・マスコットキャラクターを活用したPR



計画を解説するアニメーションをSNSで発信



横浜みどりアップ計画のPR動画



横浜市役所アトリウムでのPR動画放映

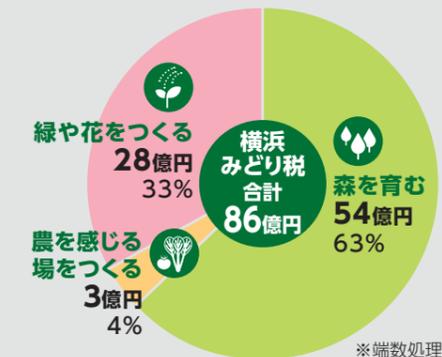


公園花壇での現地表示プレートの設置

## 計画の事業費と横浜みどり税(3か年の累計)

2019(令和元)~2021(令和3)年度の事業費286億円のうち、横浜みどり税を86億円充当し、活用させていただきました。

### 計画の柱ごとの活用額



※端数処理により、合計値は一致していません

### 横浜みどり税の使い道

- 樹林地・農地の確実な担保
- 身近な緑化の推進
- 維持管理の充実によるみどりの質の向上
- ボランティアなど市民参画の促進につながる事業

### 横浜みどり税の課税方式

- 【個人】市民税の均等割に年間900円を上乗せ  
※所得が一定金額以下で市民税均等割が課税されない方を除く
- 【法人】市民税の年間均等割額の9%相当額を上乗せ

# 横浜みどり税

「横浜みどり税」は  
「横浜みどりアップ計画」を進めていくために  
ご負担いただいています。

緑豊かなまち横浜を次世代に継承することは重要な課題です。また、緑は一度失われると取り戻すことが困難です。

横浜市では、緑を守り、つくり、育む取組を進める「横浜みどりアップ計画」の重要な財源の一部として、平成21年度から市民の皆様にご負担いただいています。

いただいた「横浜みどり税」は、樹林地・農地の確実な担保、身近な緑化の推進などに活用しています。

横浜みどり税の  
税額

個人市民税均等割に年間 **900円** を上乗せ

※法人の場合は、年間均等割額の9%相当額を上乗せ

※課税年度は、令和5年度までです。

横浜みどり税の  
使いみち

- 1 樹林地・農地の確実な担保
- 2 身近な緑化の推進
- 3 維持管理の充実によるみどりの質の向上
- 4 ボランティアなど市民参画の促進につながる事業



横浜みどりアップ **葉っぴー**

# 横浜みどりアップ計画 [2019-2023]

横浜みどりアップ計画



## 計画の理念

みんなで育む みどり豊かな美しい街 横浜



## 5か年の目標

- ・緑の減少に歯止めをかけ、総量の維持を目指します
- ・地域特性に応じた緑の保全・創出・維持管理の充実により緑の質を高めます
- ・市民と緑との関わりを増やし、緑とともにある豊かな暮らしを実現します

## 計画の柱1

市民とともに



次世代につなぐ森を育む

### 5か年の主な取組

- 300haの樹林地を新規指定
- 指定した樹林地における維持管理の支援
- 森に関わるきっかけとなるイベントや広報を実施



保全した市民の森

## 計画の柱2

市民が身近に



農を感じる場をつくる

### 5か年の主な取組

- 水田の継続的な保全を支援
- 様々な農園を開設するなど、農とふれあう機会を提供
- 市民や企業と連携した地産地消の推進



保全した水田

## 計画の柱3

市民が実感できる



緑や花をつくる

### 5か年の主な取組

- 地域で愛されている並木を再生
- 地域緑のまちづくりや地域に根差した各区での取組を推進
- 緑や花による魅力ある空間づくりを推進



魅力ある空間づくり

この3つの計画の柱と合わせ、効果的な広報の展開に取り組みます



## 森林環境税（国税）と横浜みどり税



Q 国の森林環境税と横浜みどり税はどう違うの？



目的と使いみちが異なります。

森林環境税は、林業が成り立たない地方の山間部の森林整備や、国産木材の利用促進を主な目的として創設されました。横浜市では、木材利用の推進を図るほか、今後本格化する学校建替事業の財源として活用していきます。

横浜みどり税は、市内の緑の保全・創造を目的としたものであり、樹林地の買い取りや、まちなかでの緑の創出などに活用しています。森林環境税と横浜みどり税は、目的と使いみちが異なります。



### ● 森林環境税（国税）・森林環境譲与税について

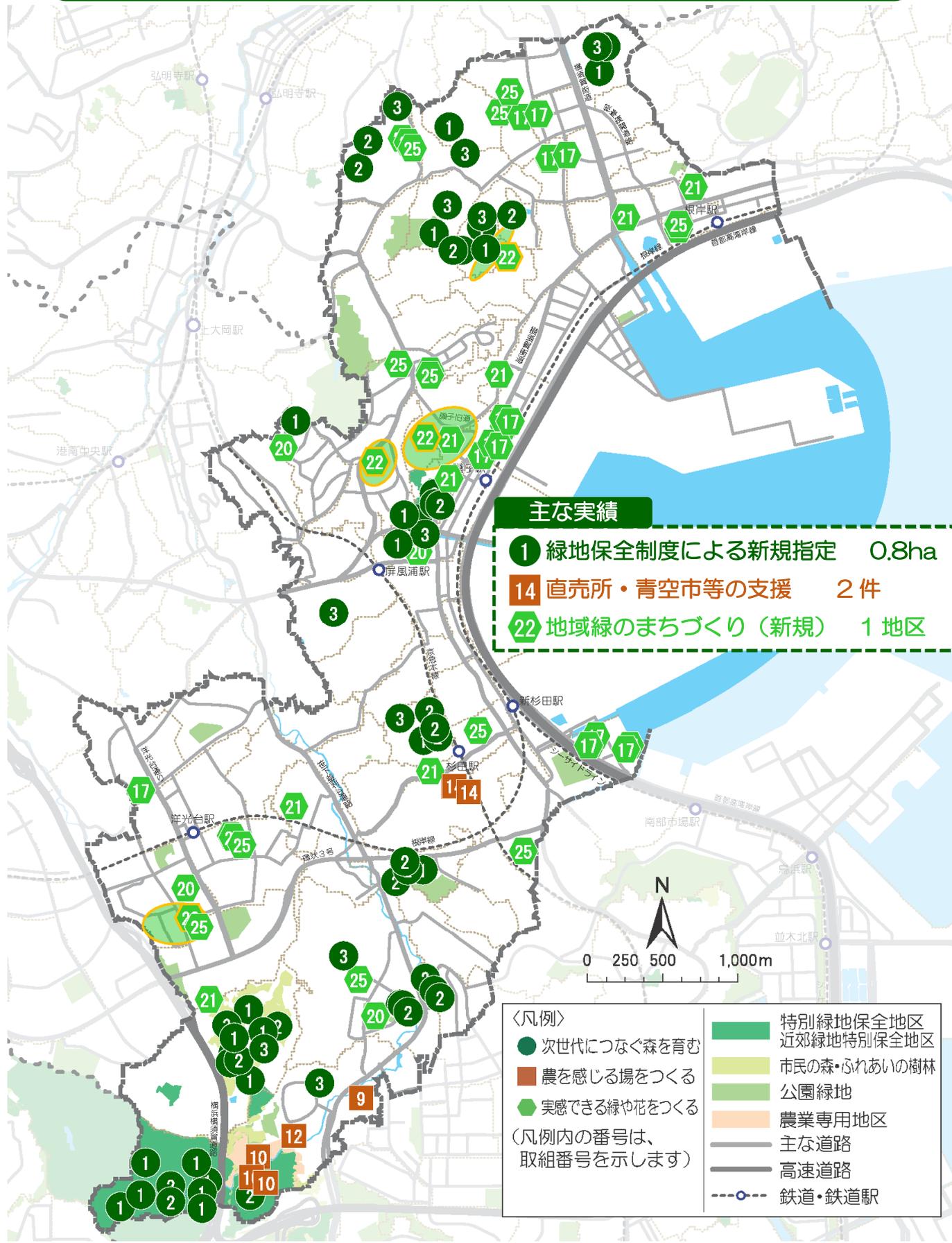
趣旨(目的)	わが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るための地方財源を安定的に確保するため
課税手法・税率	年間 1,000 円を個人住民税と併せて賦課徴収
課税期間	令和 6 年度から
市町村への譲与	国が令和元年度から一定の基準で譲与（令和 6 年度までは、地方公共団体金融機構の準備金を活用）
使いみち	間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用

※このほか、神奈川県では、水源環境保全・再生のために、個人県民税に対する超過課税を実施しています。

### 【お問い合わせ】

- 「横浜みどり税」について
  - ▶ 財政局税務課 電話：045-671-2253 FAX：045-641-2775
- 「横浜みどりアップ計画 [2019-2023]」について
  - ▶ 環境創造局政策課 電話：045-671-4214 FAX：045-550-4093
- 「横浜みどりアップ計画 [2019-2023]」の各事業について
  - ▶ 環境創造局みどりアップ推進課 電話：045-671-2712 FAX：045-224-6627

# 磯子区



## 計画の柱1 市民とともに次世代につなぐ森を育む

### 1 緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り

○緑地保全制度による新規指定 0.8ha

・市民の森等

2020年度 0.3ha 氷取沢市民の森（指定拡大）

・緑地保存地区

2019年度 0.1ha 上町

2020年度 0.2ha 岡村二丁目、滝頭一丁目

2021年度 0.1ha 森二丁目

・その他

2019年度 0.1ha 汐見台

2021年度 0.2ha 洋光台五丁目

○市による買取り

・特別緑地保全地区・近郊緑地特別保全地区

2019年度 2地区 円海山近郊緑地特別保全地区、氷取沢町特別緑地保全地区

2020年度 1地区 円海山近郊緑地特別保全地区

・市民の森等

2019年度 1地区 峯市民の森

2020年度 1地区 峯市民の森

○保全した樹林地の整備 14か所

2019年度 5か所 峯市民の森（2か所）、杉田坪呑緑地、中原四丁目緑地、森浅間社緑地

2020年度 3か所 岡村一丁目緑地、氷取沢市民の森（2か所）

2021年度 6か所 岡村一丁目緑地、森浅間社緑地、氷取沢市民の森（3か所）、峯市民の森

### 2 森の多様な機能に着目した森づくりの推進

○森の維持管理 26か所

・維持管理（樹林地）

2019年度 8か所 氷取沢市民の森、峯市民の森、岡村一丁目緑地、上中里緑地、杉田九丁目緑地、杉田坪呑緑地、中原四丁目緑地、森浅間社緑地

2020年度 9か所 氷取沢市民の森、峯市民の森、岡村一丁目緑地、岡村四丁目緑地、上中里緑地、杉田九丁目緑地、杉田坪呑緑地、中原四丁目緑地、森浅間社緑地

2021年度 9か所 氷取沢市民の森、峯市民の森、岡村一丁目緑地、岡村四丁目緑地、上中里緑地、杉田九丁目緑地、杉田坪呑緑地、中原四丁目緑地、森浅間社緑地

### 3 指定した樹林地における維持管理の支援

○維持管理の助成 15件

2019年度 4件 岡村四丁目、中原四丁目、氷取沢町、峰町

2020年度 4件 岡村三丁目、上町、峰町、森二丁目

2021年度 7件 岡村一丁目、岡村二丁目（2件）、上町、上中里町、峰町、森五丁目

## 計画の柱2 市民が身近に農を感じる場をつくる

### 9 特定農業用施設保全契約の締結

○特定農業用施設保全契約の締結 1件

2020年度 1件 氷取沢町

### 10 農景観を良好に維持する活動の支援

○まとまりのある農地を良好に維持する団体の活動への支援

・農地縁辺部への植栽 3件

2019年度 1件 氷取沢畑地かんがい組合

2020年度 1件 氷取沢畑地かんがい組合

2021年度 1件 氷取沢畑地かんがい組合

・土砂流出防止対策 1件

2020年度 1件 氷取沢畑地かんがい組合

### 12 様々な市民ニーズに合わせた農園の開設

○様々なニーズに合わせた農園の開設 0.03ha

・市民農園

2019年度 0.03ha 氷取沢町

### 14 地産地消にふれる機会の拡大

○直売所・青空市等の支援 2件

・青空市・マルシェ等

2020年度 1件 杉田野菜直売所

2021年度 1件 杉田野菜直売所

計画の柱3 市民が実感できる緑や花をつくる

17 公共施設・公有地での緑の創出・育成

○緑の創出 2 箇所

2020 年度 2 箇所 洋光台西公園、横浜市立脳卒中・神経脊椎センター

○緑の維持管理 15 箇所

2019 年度 5 箇所 磯子区庁舎、市道新杉田第 117 号線、滝頭コミュニティハウス、社会教育コーナー、杉田臨海緑地

2020 年度 4 箇所 磯子区庁舎、市道新杉田第 117 号線、滝頭コミュニティハウス、横浜市社会教育コーナー

2021 年度 6 箇所 磯子区庁舎、市道新杉田第 117 号線、滝頭コミュニティハウス、横浜市社会教育コーナー、杉田臨海緑地、横浜市脳卒中・神経脊椎センター

18 街路樹による良好な景観の創出・育成

○良好な維持管理

2019 年度 磯子産業道路、横浜逗子線（栗木-釜利谷）ほか 計1,128本

2020 年度 洋光台第5号線（洋光台六丁目第三公園東側）、洋光台通り（洋光台南公園西側）ほか 計1,109本

2021 年度 洋光台第183号線（上中里団地）、環状3号線ほか 計906本

20 建築物緑化保全契約の締結

○建築物緑化保全契約の締結 4 件

2019 年度 3 件 上中里町、汐見台、森二丁目

2021 年度 1 件 洋光台五丁目

21 名木古木の保存

○名木古木の保存

・新規指定

2019 年度 11 本 磯子三丁目（3本）、峰町（8本）

2021 年度 2 本 森二丁目（2本）

・維持管理の助成

2019 年度 4 本 杉田二丁目（2本）、原町（2本）

2020 年度 1 本 磯子三丁目

2021 年度 4 本 栗木二丁目、西町（3本）

## 22 地域緑のまちづくり

○地域緑のまちづくり事業に関する協定の締結 1 地区

・新規

2019 年度 1 地区 磯子3丁目地区

・継続

2019 年度 3 地区 磯子・岡村地区、汐見台2丁目地区、洋光台五街区周辺地区

2020 年度 2 地区 磯子3丁目地区、洋光台五街区周辺地区

2021 年度 1 地区 磯子3丁目地区

## 23 地域に根差した緑や花の楽しみづくり

○緑や花を身近に感じる各区の取組

2019 年度 はまぎんこども宇宙科学館でのガーデンベア立体花壇の設置

2020 年度 J R 洋光台駅前における立体花壇の設置

2021 年度 公園愛護会周知サインの設置、区の花 PR を目的とした区内の公園愛護会及び指定管理者への種配布

○地域の花いっぱいにつながる取組

2019 年度 花の種の配布、花苗などの配布（坪舌公園ほか 17 か所）

2020 年度 球根などの配布（泉谷公園ほか 27 か所）

2021 年度 球根などの配布（泉谷第二公園ほか 29 か所）

## 24 人生記念樹の配布

○人生記念樹の配布 989 本

2019 年度 388 本

2020 年度 261 本

2021 年度 340 本

※過年度の報告書から本数を修正しました。

## 25 保育園・幼稚園・小中学校での緑の創出・育成

○緑の創出 7 か所

2019 年度 2 か所 浜小学校、汐見台中学校

2020 年度 2 か所 さわの里小学校、浜小学校

2021 年度 3 か所 梅林小学校、洋光台第四小学校、杉田小学校

○緑の維持管理 10 か所

2019 年度 4 か所 滝頭保育園、洋光台第二保育園、岡村小学校、根岸中学校

2020 年度 4 か所 滝頭保育園、洋光台第二保育園、岡村小学校、根岸中学校

2021 年度 2 か所 洋光台第二保育園、岡村小学校

5 各区の実績  
磯子区



1 緑地保全制度による新規指定  
緑地保存地区（森二丁目）



1 保全した樹林地の整備  
（氷取沢市民の森）



10 農景観を良好に維持する活動  
（氷取沢畑地かんがい組合）



14 青空市・マルシェ等  
（杉田野菜直売所）



20 建築物緑化保全契約の締結  
（洋光台五丁目）



22 地域緑のまちづくり  
（磯子3丁目地区）

**「これからの緑の取組」素案の市民意見募集について（12月下旬から実施予定）**

横浜市では、緑の減少に歯止めをかけ、「緑豊かなまち横浜」を次世代に継承するため、財源の一部に「横浜みどり税」を活用し、令和5年度末を計画期間とする「横浜みどりアップ計画」に取り組んでいます。

緑の保全や創造は、長い時間をかけて継続的に取り組む必要があることから、本市では、これまでの取組の成果を踏まえ、令和6年度以降に重点的に取り組む「これからの緑の取組」について検討を進めています。

今後「これからの緑の取組」素案をとりまとめ、12月に公表するとともに市民の皆様への意見募集を予定しています。なお、素案の内容や意見募集の期間等は、横浜市ホームページ、広報よこはま等で改めてお知らせします。

**○ スケジュール（予定）**

令和4年12月下旬 「これからの緑の取組」素案の公表、市民意見募集の実施

**意見募集の方法**

素案（概要版）及び意見募集用紙を各区役所や市民情報センター、駅・主要な公共施設のPRボックスに配架するとともに、横浜市ホームページに掲載予定です。

**【 期 間 】 令和4年12月下旬 ～ 令和5年1月下旬**

**【 提 出 方 法 】 郵送・FAX・インターネット**

※素案（本編）は、意見募集期間中に以下の場所での閲覧を予定しています。

- ①各区役所
- ②市民情報センター（市庁舎3階）
- ③横浜市環境創造局のウェブサイト

**【「これからの緑の取組」に関するお問合せ先】**

環境創造局政策課

TEL：(671)4214 FAX：(550)4093

E-mail：[ks-mimiplan@city.yokohama.jp](mailto:ks-mimiplan@city.yokohama.jp)

## バッテリーの取り外せない充電式小型家電の出し方について（お願い）

今年度、コードレス掃除機やロボット掃除機などの**充電式小型家電のバッテリーを原因とした収集車の火災が急増**しています。

バッテリーに使用されるリチウムイオン電池は、圧力や強い衝撃を受けると発熱・発火する恐れがあるため、充電式小型家電を「燃やすごみ」の日に出す際は、バッテリーを取り外すようお願いしています。

しかし、バッテリーを取り外せない小型家電も多いため、それらが生ごみ等と同じ袋に混ぜて出され、収集車の中で押しつぶされることで火災が起きていると考えられます。

つきましては、**火災が起こらないよう、バッテリーの取り外せない小型家電については、燃やすごみとは別の袋で「燃やすごみの日」に出していただくようお願いする**旨をご案内したチラシを作成いたしましたので、自治会町内会掲示版への掲出をお願いいたします。

### 1 バッテリーの取り外せない小型家電の出し方

これまで：燃やすごみの日に、燃やすごみ（生ごみ等）と同じ袋で集積場所へ

↓

これから：燃やすごみの日に、**燃やすごみ（生ごみ等）とは別の袋**で集積場所へ

※バッテリーのない小型家電は、これまでの出し方でお出しいただけます。

### 2 資料（裏面）

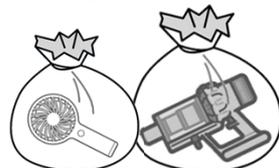
バッテリーの取り外せない小型家電の出し方チラシ

担当：業務課資源化係

電話：671-3819

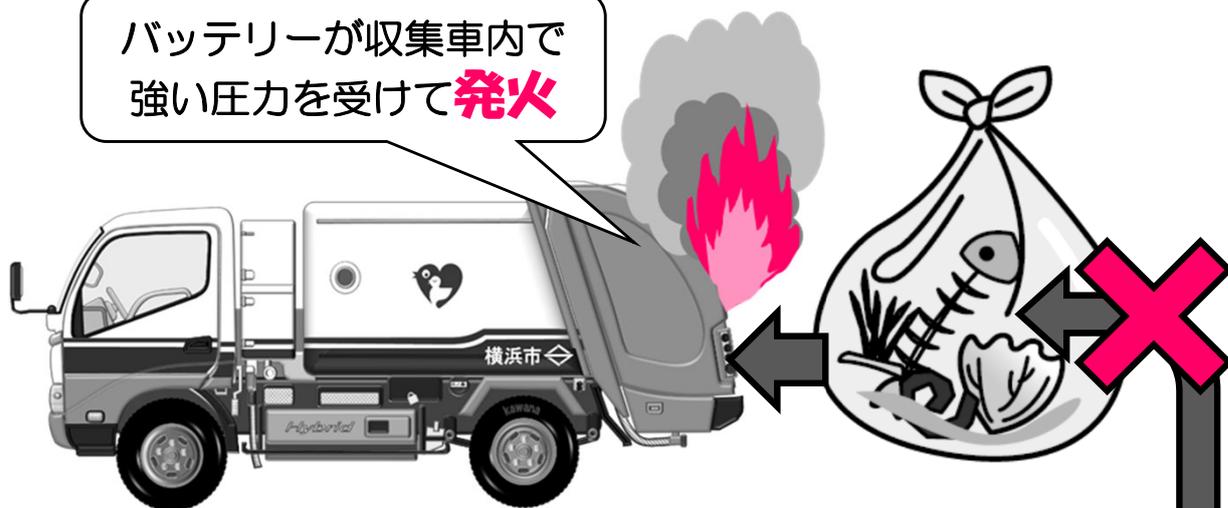
FAX：662-1225

# バッテリーの取り外せない 小型家電(コードレス掃除機 ロボット掃除機など)は 燃やすごみとは別の袋で 「燃やすごみの日」に出してください



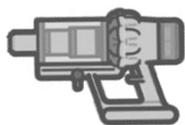
バッテリーによる収集車の火災が多発しています

バッテリーが収集車内で  
強い圧力を受けて**発火**



燃やすごみに  
混ぜないで!

バッテリーの取り外せない充電式小型家電(例)



コードレス掃除機



ロボット掃除機



電動工具



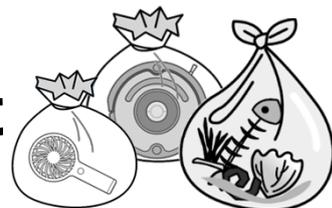
電気シェーバー



手持ち扇風機

燃やすごみとは別の袋で「燃やすごみの日」に

一番長い辺が50cm以上のものは「粗大ごみ」(金属製品の場合30cm以上)



30×15cm未満の小型家電は  
区役所等に設置された  
ピンクの回収箱に入れて  
リサイクルにご協力ください!

※バッテリーの付いていない小型家電は、  
燃やすごみに混ぜて出すことができます。  
※バッテリー・モバイルバッテリーは、家電量販店や  
区役所等にある黄色い回収缶に出してください。

お問合せ先:資源循環局 各区収集事務所

詳細は↓↓



## 年末年始のごみと資源物の収集日程について

本年度の年末年始のごみと資源物の収集は以下のとおり行いますので、自治会町内会長様へお知らせをさせていただきます。(詳細は、裏面資料参照)

本年度は、燃やすごみの収集日が「火・土曜日」の地域について、年末と年始の収集の間隔が1週間以上空いてしまうため、臨時収集日を設けます。例年とは異なる収集日程となりますので、ご注意ください。

なお、日程をお知らせするためのチラシの班回覧については、自治会の負担軽減の観点から前年同様中止させていただきます。

また、班回覧の中止に伴い、自治会町内会掲示板へのチラシ掲出をお願いいたします。掲示板用チラシにつきましては、11月下旬に各自治会・町内会へ配送させていただきますので、よろしくお願いいたします。

### 1 年末年始の収集日程について

- (1) 12月31日(土)から1月3日(火)まで、収集をお休みさせていただきます。
- (2) 「燃やすごみ」の収集日が「火・土曜日」の地域は、以下の日程で臨時収集を行います。  
12月29日(木)、1月5日(木)

### 2 広報について

- (1) 自治会町内会掲示板へのチラシ掲出  
※11月下旬に各自治会町内会へ配送させていただきます。
- (2) 各集積場所に収集日程表を貼付
- (3) 広報よこはま12月号(市版)
- (4) ごみ収集車によるアナウンス
- (5) 市・局ホームページ

### 3 資料(裏面)

年末年始のごみと資源物の収集日程

担当：業務課計画係(収集日程に関するお問合せ)

業務課運営係(広報に関するお問合せ)

電話：671-2551(計画係)、671-3815(運営係)

FAX：業務課 662-1225

# 年末年始のごみと資源物の収集日程

**12月31日(土)から1月3日(火)まで、  
収集はお休みさせていただきます。**

また、燃やすごみの収集日が **12月29日(木)及び1月5日(木)**  
**火・土曜日の地域は臨時収集を行います。**

収集日程をお確かめの上、  
ルールを守ってお出してください。



		燃やすごみ		プラスチック製 容器包装	缶・びん・ ペットボトル  小さな金属類
		燃えないごみ・スプレー缶・乾電池			
		月・金曜日が 収集日の地域	火・土曜日が 収集日の地域		
12月	27日(火)		通常収集日	通常の日どおり 収集します ※分別されていないものは 収集できません。	
	28日(水)				
	29日(木)		<b>臨時収集日</b>		
	30日(金)	通常収集日			
	31日(土)	<b>収集はお休みです</b> ※ごみと資源物を絶対に出さないでください。  スリム「ヨハマ3R夢！」マスコットイオ			
1日(日)					
2日(月)					
3日(火)					
1月	4日(水)			通常の日どおり 収集します ※分別されていないものは 収集できません。	
	5日(木)		<b>臨時収集日</b>		
	6日(金)	通常収集日			
	7日(土)		通常収集日		
	8日(日)				

※ ごみと資源物は、各収集日の **朝8時まで** にお出してください。

(年末年始の期間は、通常と収集時間が変わることがあります。)

※ 古紙・古布等の、「資源集団回収」の日程については、  
実施している自治会・町内会等か、回収業者へ直接お問合せください。

## 粗大ごみの申込み

電話でのお申込みは12月31日(土)から1月3日(火)までお休みします。



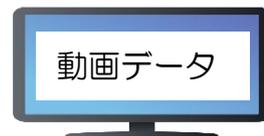
横浜市 粗大ごみ  
2次元コード

**※12月のお申込みは特に混み合い、  
年内の収集にお伺いできない場合がございます。**



粗大ごみのお申込みについてはこちらから  
又は、インターネットで「横浜市 粗大ごみ」と検索

# 自治会町内会加入促進用動画 を作成しました。



自治会町内会加入促進用の動画を作成しましたのでお知らせします。  
現在横浜市公式 YouTube「横浜チャンネル」にアップしていますのでご覧いただくことができます。

自治会町内会においては、団体のホームページにリンク付けすることもできます。  
また動画データをお渡しできますので、加入促進活動にご利用ください。

## 【動画アップの詳細】

タイトル：自治会町内会加入プロモーション動画「このまちのためにできること」

検 索

横浜チャンネル 自治会加入

• 動画 URL：<https://youtu.be/z-WHPDHMQIE>



## 【動画イメージ】 ①→②→③→④

①



②



③



④



自治会町内会活動を通じてのふれあいを描いています。

【動画種類】 YouTube は横型のみです。

- 15秒（横型、音声・テロップ有）
- 15秒（縦型、音声・テロップ有） ※縦型・横型共に同内容です。

裏面あり

## 【ご利用の一例】

- 各自治会町内会のホームページにリンク付け（埋込み）ができます。
- 地域のイベントにて、動画を流すことができます。

## 【動画データの提供】

- お住まいの区役所地域振興課あて申請いただければ、動画データを提供いたします。  
申請書については、各区役所地域振興課あてお問合せください。  
(下記連絡先をご参照ください。)

各区地域振興課		Tel (045)	
		メールアドレス	
鶴見区	510-1687 tr-chishin@city.yokohama.jp	金沢区	788-7801 kz-chishin@city.yokohama.jp
神奈川区	411-7086 kg-chishin@city.yokohama.jp	港北区	540-2234 ko-chishin@city.yokohama.jp
西区	320-8389 ni-chiikishinko@city.yokohama.jp	緑区	930-2232 md-chishin@city.yokohama.jp
中区	224-8131 na-chishin@city.yokohama.jp	青葉区	978-2291 ao-chishin@city.yokohama.jp
南区	341-1235 mn-chishin@city.yokohama.jp	都筑区	948-2231 tz-chishin@city.yokohama.jp
港南区	847-8391 kn-chishin@city.yokohama.jp	戸塚区	866-8411 to-chishin@city.yokohama.jp
保土ヶ谷区	334-6303 ho-chiiki@city.yokohama.jp	栄区	894-8391 sa-chishin@city.yokohama.jp
旭区	954-6091 as-chishin@city.yokohama.jp	泉区	800-2391 iz-chishin@city.yokohama.jp
磯子区	750-2391 is-chishin@city.yokohama.jp	瀬谷区	367-5691 se-chishin@city.yokohama.jp

横浜市市民局地域活動推進課  
担当 川口、渡邊  
Tel 671-2317 FAX664-0734  
sh-jichikai@city.yokohama.jp

## 令和4年度コスモスミーティング実施報告について

今年度も昨年度に引き続き各地区においてコスモスミーティングを開催していただき、ありがとうございました。新型コロナウイルスの感染拡大が続く中、会場規模に合わせ参加者数を縮小したり、オンライン中継を利用し複数会場で実施するなど、工夫を重ね開催していただきました。自治会町内会ほか地域で活動する委嘱委員の方などこれまで9地区で延べ258の方に御参加いただき、活発な意見交換の場となりました。

各地区の意見交換の概要と、当日ご回答いただいたアンケートの結果についてご報告します。

### 1 実施日時等

地区名	実施日時	参加人数	テーマ
根岸	6/22(水)	20人	各町内会・自治会の抱える問題点
滝頭	7/14(木)	39人	要援護者における災害時の各自治会町内会での支援について
岡村	7/13(水)	35人	防災 地域で何ができるか
磯子	7/22(金)	23人	「みんなが住みやすい町、磯子」を目指して
汐見台	6/25(土)	37人	防災
屏風ヶ浦	9/16(金)	22人	地域のつながりづくりのため、自治会町内会が力を入れている行事や日頃の活動について
杉田	7/16(土)	32人	コロナ禍で影響を受けている子ども達の現状について～地域でできること～
上笹下	6/18(土)	23人	自治会・町内会の役割の再確認
洋光台	7/28(木)	27人	高齢者のパワーは今どこに！

参加人数：区役所職員を含みません



コスモスミーティングは、自治会町内会や各種団体の皆様が地域課題を共有し、課題解決のための意見交換や先進的な取組事例の紹介を行うもので、地区連合町内会ごとに平成23年度から開催していただいております。今年度で11回目となりました。

## 2 各地区の様子

### 根岸地区 テーマ 「各町内会・自治会の抱える問題点」

根岸地区では、日頃、各自治会町内会や団体、学校、施設等で抱える問題点について、それぞれの状況や対応策などを意見交換しました。

出された問題点としては、バスの運行間隔の偏りやバス停の新設、転入してきた方への効果的な自治会町内会加入の勧誘方法、役員や委嘱委員等の担い手確保、町内会館建設費用の確保の苦労、小中学生と地域住民との交流など多岐にわたりました。それぞれが抱える悩みや解決方法、対応策の紹介があり、活発な議論が行われました。



### 滝頭地区 テーマ 「要援護者における災害時の各自治会町内会での支援について～」

滝頭地区では、災害時の高齢者など要援護者に対する対応方法やルールについて話し合いました。スイッチ ON 磯子の地区別計画等についての説明のあと3グループに分かれて意見交換を行いました。

各グループからの発表では、名簿の管理について災害発生時に機能するにはどうしたらよいか、要援護者を想定した避難訓練の紹介、自治会町内会により要援護者の把握にばらつきがあること、地域の中学生が頼りになる、日頃から顔の見える関係づくりが大切であるなどの意見が出されました。



### 岡村地区 テーマ 「防災 地域で何ができるか」

岡村地区では、地震と風水害の避難方法の違いや、災害時の自助・共助・公助について話し合いました。災害の基礎知識、防災マップの説明の後、3グループに分かれて意見交換を行いました。

各グループからの発表では、「岡村地区は狭隘道路やがけ地が多く自助には限界がある」、「地域防災拠点のエリアが町内会の範囲と違うため顔見知りがない」、「共助は近隣の小規模な組織でないと機能しないのでは」、「自治会未加入の方に、防災啓発をどう広めていくか」などの意見が出されました。



## 磯子地区 テーマ 「『みんなが住みやすい町、磯子』を目指して」

磯子地区では、前月に行われたスイッチ ON 磯子地区推進会議での3つのグループワークの結果発表と、その内容についての意見交換を行いました。

発表では、コロナ禍での見守り方法の工夫、高齢者だけでなく外国籍などの子供や障がい者の見守りのために地域で知り合いを増やしていくことの大切さ、顔の見える関係づくりに苦労しながら努力している、助けを求める人が手を上げやすい環境が必要、担い手不足の対応として ICT 化等の負担軽減・活動の見える化が必要など、様々な取り組み事例の紹介や意見交換が行われました。



## 汐見台地区 テーマ 「防災」

汐見台地区では、「防災」をテーマに、まず、地域防災拠点の概要や活動の紹介、発災後の警察の活動、自治会の取組についての説明の後、3グループに分かれてディスカッションを行いました。

グループ発表では、地域特有の課題に対応した防災訓練、近隣以外の地域との助け合い協定、自治会での資機材や備蓄品の収納場所や予算の確保に苦労している、災害時の行動マニュアルを各家庭に配付、避難者カードを事前に配付し自治会でまとめて記入するなど、様々な実践例やアイデア、課題が紹介されました。



## 屏風ヶ浦地区 テーマ 「地域のつながりづくりのため、自治会町内会が力を入れている行事や日頃の活動について」

屏風ヶ浦地区では、上記のテーマについて2つのグループに分かれ、各自治会町内会での取り組み状況や活動の工夫についての紹介と意見交換を行いました。

グループ発表では、「コロナ禍で、ここ 2~3年ほとんど活動が出来ていない」「行事ができず、顔の見える関係づくりに苦慮している」「世代間交流ができず、役員の確保が困難」など、多くの自治会町内会がコロナ対応に苦労している一方、コンビニの移動販売の開始など新たな取り組みについての報告がありました。



## 杉田地区 テーマ 「コロナ禍で影響を受けている子ども達の現状について ～地域でできること～」

杉田地区では、地区内の3小中学校から子供たちの現状について報告があった後、3グループに分かれて意見交換を行いました。

発表では、「コロナ禍でのイベント開催は工夫してできることをやればいい」、「イベントで何か起こった時の責任が一番怖い」、「マスクで子供たちの表情が読めず成長に影響がないか心配」、「ウィズコロナとしての新しい行事を考えていくべき」、「工夫してやっているが参加者は減っている」、「他で続けられているイベントを参考にしたい」などの意見が出されました。



## 上笹下地区 テーマ 「自治会・町内会の役割の再確認」

上笹下地区では、上記テーマに関して、4つの視点から、各自治会町内会での取り組み状況の紹介や課題意識についての意見交換が行われました。

意見交換では、転入してきた方への効果的な自治会町内会加入の勧誘方法、役員が回ってくると自治会を脱会する、子供の多くは子供会の行事実施を希望するが親は負担の大きさに不満、子供会も自治会も昔のままの考え方を改める必要がある、連自治会町内会への参加は情報収集や相談できるメリットがあるが、イベントへの動員の負担があるなどの意見が出されました。



## 洋光台地区 テーマ 「高齢者のパワーは今どこに！」

洋光台地区では、感染防止対策として2か所の会場をオンラインでつなぎ、地域で活動する8名の方々が、事例紹介や提案を行いました。

「有志で町内会をバックアップする活動をしている」「高齢者パワーを活用しながら新しい人材を求めていくことが地域の活性化につながる」「ホームページのような簡単に情報伝達できる環境があると良い」「高齢者が責任ある社会活動に参加できる環境を作ることが大事」といった意見のほか、洋光台フィットネスなど高齢者の健康維持の取組が紹介されました。



### 3 アンケート結果

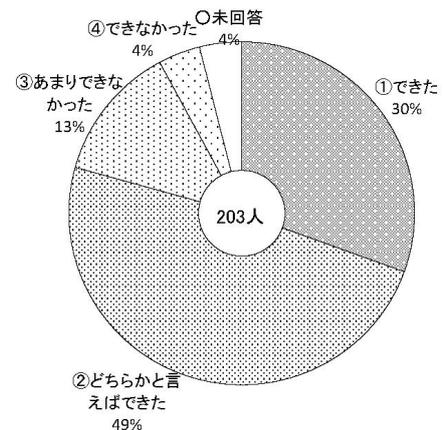
参加者 258 人、回答者計 203 人、回答率 78.7%

**質問1** 所属を教えてください。

①自治会町内会 150 人、②学校、公共施設など 8 人、③委嘱委員ほか 43 人、未回答 2 人

**質問2** コスモスミーティングは、自治会町内会を中心とした地域で活動する様々な団体や人々が地域課題を共有し、地域の皆さまが課題解決のための意見交換などを行うことを目的としています。本日のコスモスミーティングでは、地域課題解決につながる議論ができたと思いますか。また、その理由も教えて下さい。

① できた	62 人	(30.5%)
② どちらかと言えばできた	99 人	(48.8%)
③ あまりできなかった	26 人	(12.8%)
④ できなかった	8 人	(3.9%)
○ 未回答	8 人	(3.9%)



【理由 ※抜粋】（丸数字；回答した選択肢）

#### ① できた

- ・各町内会等から具体的な課題と対応を聞くことができました。
- ・お互い顔が見えるようにするには…、助け合いができるような関係づくりとは…、今の時代のやり方工夫は…、等考えるきっかけになった。
- ・いろいろな方の意見が聞けた。課題の共有ができた。次回以降につなげられると思った。

#### ② どちらかと言えばできた

- ・皆が抱えている問題をシェアし、各々アドバイスや、自分達の町内会、自治会はこうしている etc、活発な議論ができたため。
- ・良い話し合いはできたものの、クリアすべき問題が多いので、身近で改善できる事を地道にクリアしたいと思いました。
- ・今回で言えば、課題解決につながるとは言えないが、皆で集って話し合うことで解決に向かうと思う。
- ・いろいろな視点（観点）での話が聞けた。知らない活動があることが分かった。コスモスミーティングに参加していない一般の人々にいかにこれらを知らせるかが課題とも思った。

#### ③ あまりできなかった

- ・議論する時間が短かった。
- ・問題点は多々出されたが、解決方法の検討まではできなかった。

#### ④ できなかった

- ・問題点の発言のみで解決法の討論がなかった。時間の関係。

質問3 今後、地域で話し合いたい内容はありますか。(複数回答可)

※選択項目：高齢化・防災・防犯・子育て・ごみ・地域の活性化・地域の担い手づくり・地域のつながりづくり(孤立予防)・空き家・まちづくり・交通・インターネットやパソコンの活用・その他

【地区別上位5項目】

	1	2	3	4	5
全地区	高齢化(44.8%)	地域の担い手づくり(36.9%)	防災(36.5%)	地域の活性化(27.1%)	地域のつながりづくり(孤立予防)(25.6%)
根岸	地域の担い手づくり(60.0%)	高齢化(40.0%)	防災(40.0%)	地域のつながりづくり(孤立予防)(40.0%)	地域の活性化(33.3%)
滝頭	地域の担い手づくり(43.8%)	高齢化(40.6%)	ごみ(37.5%)	防災(28.1%)	地域のつながりづくり(孤立予防)(25.0%)
岡村	高齢化(50.0%)	防災(30.8%)	地域の担い手づくり(26.9%)	地域の活性化(23.1%)	地域のつながりづくり(孤立予防)(23.1%)
磯子	高齢化(50.0%)	地域の担い手づくり(44.4%)	防災(38.9%)	地域のつながりづくり(孤立予防)(33.3%)	地域の活性化(27.8%)
汐見台	高齢化(53.1%)	防災(40.6%)	地域の活性化(34.4%)	防犯・地域の担い手づくり・地域のつながりづくり(孤立予防)(各18.8%)	
屏風ヶ浦	高齢化(50.0%)	地域の担い手づくり(38.9%)	地域の活性化(27.8%)	防災(22.2%)	地域のつながりづくり(孤立予防)・空き家(各11.1%)
杉田	防災(47.6%)	地域のつながりづくり(孤立予防)(42.9%)	高齢化(38.1%)	地域の担い手づくり(38.1%)	子育て(23.8%)
上笹下	高齢化(61.1%)	防災(50.0%)	地域の担い手づくり(44.4%)	地域の活性化(38.9%)	ごみ(16.7%)
洋光台	防災(34.8%)	地域の担い手づくり(34.8%)	地域のつながりづくり(孤立予防)(30.4%)	地域の活性化(26.1%)	高齢化(21.7%)

質問4 その他、本日の感想や今後開催していくうえでの改善点がありましたら、自由にご記入ください。【抜粋】

- ・各自治会町内会から出た意見に対し、それぞれ他の町内会から意見、成功例等が出て、皆わかりやすかったのではないかと
- ・色々な方の話しや、各自治会町内会の取り組みを聞いて参考となりました。時間がもう少しあったらと思います。
- ・話し合った内容・問題点を改善する活動を行いたい。
- ・今後このミーティングに小学生・中学生の代表にも参加してもらえたらと思います。
- ・有意義な会議だと思いました。いますぐ解決は不可能なのはしかたない。
- ・当自治会と共通する問題や課題が多く、参考となった。
- ・解決は難しくても、多くの方と一緒に考えていく事が必要だと思いました。
- ・高齢者の気軽な活動は若い人達の未来に継がると思う。(若い人達は生活があるので中々手伝えないが、結構しっかり高齢者の生き方を見ていると思う)

令和4年10月17日

自治会町内会長 様

磯子区地域振興課長

「磯子区安全・安心まちづくりポスターコンクール」最優秀作品ポスターの  
自治会町内会掲示板への掲出について（お願い）

秋涼の候 ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から、磯子区政に対しご理解とご協力を賜り、心よりお礼申し上げます。

磯子区では、区内中学生を対象とした「磯子区安全・安心まちづくりポスターコンクール」の防犯・交通安全部門の最優秀作品をポスターにすることで、自治会・町内会の皆様の防犯・交通安全の啓発活動の一助としてお使いいただいております。

今年度も、多数の応募作品の中から選ばれた最優秀作品を啓発用ポスター（A4サイズ）にいたしました。

つきましては、貴地区内の掲示板へのポスター掲出について、御協力をお願いいたします。

なお、掲出期間については、貴団体の広報活動に支障のない範囲で、長期間のご掲出についてご協力をいただければ幸いです。

連絡先：磯子区地域振興課（防犯担当） 江場、山本

電話：750—2396

FAX：750—2534

E-mail: is-bouhan@city.yokohama.jp

あお

うんてん

# 煽り運転



ぜったい

# ダメ絶対

令和4年度 磯子区安全・安心まちづくりポスターコンクール 最優秀作品 佐藤 美緒 (汐見台中学校3年生)

磯子区安全・安心まちづくり推進協議会 / 磯子警察署 / 磯子区役所



## 古着を売るつもりだったのに・・・ 指輪やネックレスを買い取られた

買取業者から「なんでも買い取る」と電話があったので、古着や食器などの不用品を買い取ってもらおうと訪問を承知したが、結局、貴金属を安価で強引に買い取られてしまったという相談が多く寄せられています。

- ・ 買い取りを承諾していない貴金属の売却を迫られたら、きっぱり断りましょう。
- ・ 訪問買取はクーリング・オフができます。

困ったときは、  
消費生活総合センター  
にご相談ください。



お互いに 一声かけて見守りを！



磯子区連合町内会長会資料  
令和4年10月17日

自治会町内会長 様

横浜南税務署長

### 消費税インボイス制度に係る周知・広報への協力（依頼）

平素より税務行政につきまして、深い御理解と多大な御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、来年10月から消費税のインボイス制度（正式名称：適格請求書等保存方式）が始まります。本制度はご商売をしている事業者（法人、個人事業者）の方々に、制度をご理解いただいた上で、適格請求書発行事業者になるため、税務署に登録申請するか否かをご判断いただく必要がございます。

そのため、まずは制度そのものの存在を知っていただくことが肝要であると考えております。

今回、制度を簡潔にまとめたリーフレット（1種2部）を送付させていただきました。

リーフレットをご参考に、可能な範囲で結構ですので、ご近所でご商売をしている方に制度周知のお声かけをしていただけますと幸甚に存じます。

また、もしお近くの掲示板にスペースがございましたらリーフレットの表裏での掲示をご検討いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

消費税はいまや国・地方の歳入を支える基幹税となっており、その多くは社会保障制度の経費に充てられております。

皆様のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ご不明な点がございましたら、下記連絡先までご連絡ください。

#### 【連絡先】

横浜南税務署 法人課税第1部門

(045) 789-3731 内線 413

※電話は自動音声により案内していますので  
ガイダンスにしたがい、「2」を選択後、  
交換手に内線番号をお伝えください。

消費税

事業者の方へ

令和5年10月

インボイス制度が始まります！

制度開始時に

インボイス発行事業者となるためには、  
原則、**令和5年3月31日までに**  
**登録申請が必要です！**

- インボイスを発行するためには、インボイス発行事業者の登録申請が必要です。登録は課税事業者が受けることができます。
- 免税事業者の方も、ご自身の事業実態に合わせて、インボイス発行事業者の登録を受けるかをご検討ください。
- 登録を受けるかどうかは事業者の方の任意です。登録にあたっては、取引先との調整やシステムの整備が必要となることもあるため、お早目のご準備をおすすめします。
- 登録を受けると「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」で登録番号や氏名又は名称等の情報が公表されます。



登録申請手続は、**e-Tax** をご利用ください！

- e-Taxで登録申請手続を行っていただくと、書面で申請された場合に比べて早期に登録通知を受けることができます！
- e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知を受け取れます！電子データで受け取れば紛失のリスクがありません！



個人事業者の方はスマートフォンからでも**e-Tax**で申請できます。  
**e-Taxのご利用には**事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

## 🎯 「インボイス」とは

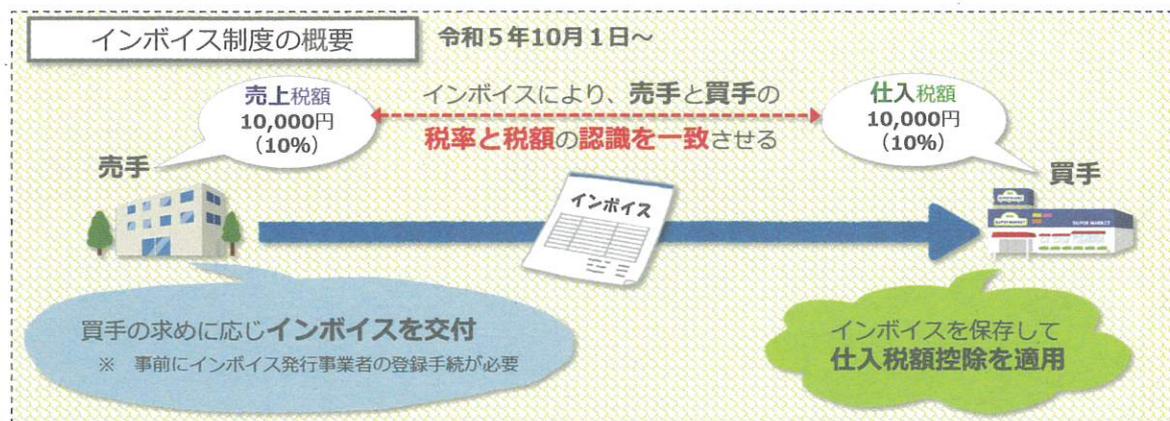
売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。

具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

## 🎯 「インボイス制度」とは

売手であるインボイス発行事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります）。

買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）であるインボイス発行事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。



## 🎯 インボイス制度特設サイト

制度の概要の他に説明会の開催情報や申請手続などを掲載しております。

「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」へのリンクもご案内しております。

免税事業者の方  
向けのコンテンツ  
も掲載中!

インボイス制度  
特設サイト



## 🎯 制度についての一般的なご質問は

チャットボットにご質問を入力いただくと、AIを活用して24時間自動でお答えします。

上記の「インボイス制度特設サイト」からも、ご利用いただけます。

チャットボット  
はこちらから



インボイス制度の疑問  
にお答えします!



税務職員ふたば

軽減・インボイスコールセンターでは、一般的なご質問にお答えします

フリーダイヤル 0120 - 205 - 553 (無料)

9:00～17:00 (土日祝除く)

※ 個別相談は、所轄の税務署への  
事前予約をお願いします。

消費税

事業者の方へ

令和5年10月

インボイス制度が始まります！

制度開始時に

インボイス発行事業者となるためには、  
原則、**令和5年3月31日までに**  
**登録申請が必要です！**

- インボイスを発行するためには、**インボイス発行事業者の登録申請が必要です。登録は課税事業者が受けることができます。**
- 免税事業者の方も、ご自身の事業実態に合わせて、インボイス発行事業者の登録を受けるかをご検討ください。
- 登録を受けるかどうかは事業者の方の**任意**です。登録にあたっては、取引先との調整やシステムの整備が必要となることもあるため、**お早目のご準備**をおすすめします。
- 登録を受けると「**国税庁適格請求書発行事業者公表サイト**」で登録番号や氏名又は名称等の情報が公表されます。



**登録申請手続は、e-Tax をご利用ください！**

- e-Taxで登録申請手続を行っていただくと、書面で申請された場合に比べて早期に登録通知を受けることができます！
- e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知を受け取れます！電子データで受け取れば紛失のリスクがありません！



個人事業者の方はスマートフォンからでも**e-Tax**で申請できます。  
**e-Taxのご利用には**事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

## ☆ 「インボイス」とは

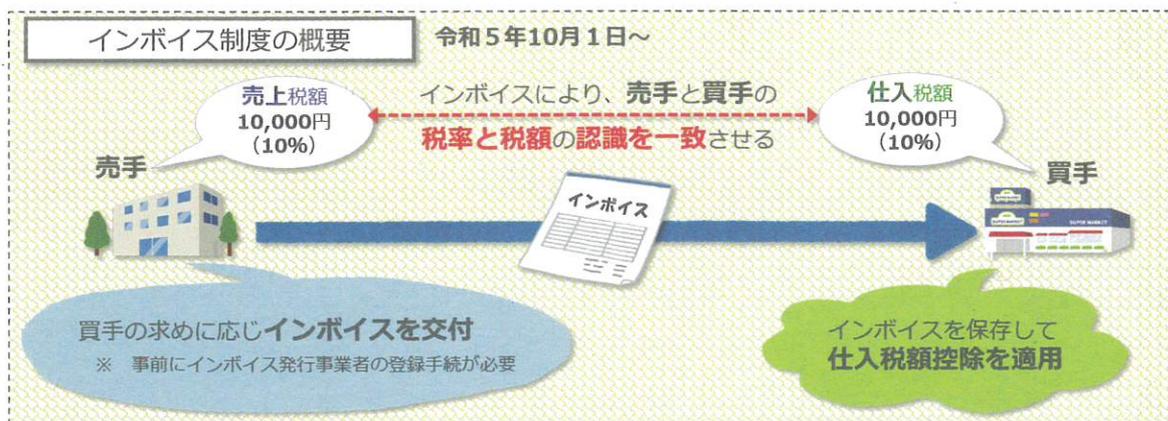
売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。

具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

## ☆ 「インボイス制度」とは

売手であるインボイス発行事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります）。

買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）であるインボイス発行事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。



## ☆ インボイス制度特設サイト

制度の概要の他に説明会の開催情報や申請手続などを掲載しております。

「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」へのリンクもご案内しております。

免税事業者の方  
向けのコンテンツ  
も掲載中!

インボイス制度  
特設サイト



## ☆ 制度についての一般的なご質問は

チャットボットにご質問を入力いただくと、AIを活用して24時間自動でお答えします。

上記の「インボイス制度特設サイト」からも、ご利用いただけます。

チャットボット  
はこちらから



インボイス制度の疑問  
にお答えします!



税務職員ふたば

軽減・インボイスコールセンターでは、一般的なご質問にお答えします

フリーダイヤル 0120 - 205 - 553 (無料)

9:00～17:00 (土日祝除く)

※ 個別相談は、所轄の税務署への  
事前予約をお願いします。

磯子区連合町内会長会資料

令和4年10月17日

地区連合町内会長 様

自治会町内会長 様

いそご地域活動ホームいぶき後援会

会長 臼井 久美子

### 自治会町内会掲示板への掲示のお願い

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、いそご地域活動ホームいぶき後援会では、在宅障がい児者支援施設「(福)光友会いそご地域活動ホームいぶき」を支援し、障がい者の方の生活向上に資するとともに、地域の皆様に憩いと豊かな時間をお届けすることを目的に、令和4年12月10日(土)磯子公会堂にてチャリティー事業として歌とハンドフルートのコンサートを開催する運びとなりました。

ご多忙のところ、大変恐縮ではございますが、別紙の通りコンサートのチラシを自治会町内会の掲示板に掲示していただければと存じます。

よろしく願いいたします。

敬具

連絡先：いそご地域活動ホームいぶき後援会

事務局 溝渕

電話：778-1228

FAX：778-6595

第16回いそご地域活動ホームいぶき後援会主催チャリティーコンサート

12月10日(土)

# Winter Concert 2022

13時30分開演 (13時開場)



## 第1部 山形 雄子

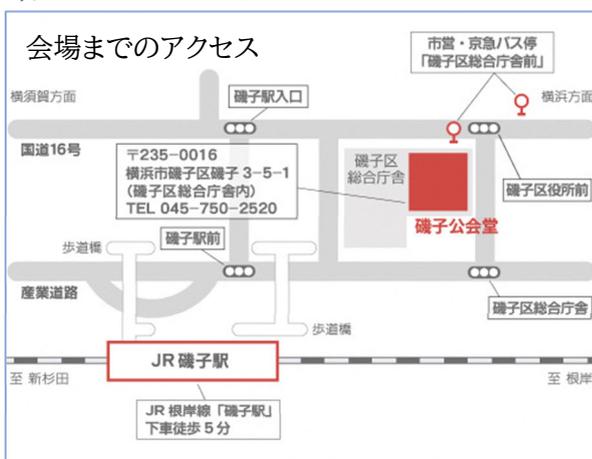
ボクノート/スキマスイッチ  
ひまわりの約束/秦 基博  
22歳の別れ/伊勢 正三 他



## 第2部 CHILDHOOD

(森 光弘:ハンドフルート 白田 圭介:ピアノ)  
ルパン三世のテーマ/大野雄二  
そりすべり/ルロイ・アンダーソン 他  
※演奏曲目は変更になることがあります。ご了承下さい。

## 磯子公会堂 <全席自由>



### 料金

一般 3,000円 後援会会員 2,500円  
小学生以下および障害のある方(ご家族以外の介助者1名まで) 1,000円  
※当日券はそれぞれ500円増

### チケット取扱い

(福)光友会 いそご地域活動ホームいぶき 1階 かふえどリーむ  
磯子区役所1階 カフェル・シエール  
または下記お問合せ先でご予約できます。



お申込み

お問い合わせ先 いそご地域活動ホームいぶき後援会

〒235-0033 横浜市磯子区杉田 5-32-15 いぶき内 ☎045-778-1228 fax045-778-6595

E-Mail: ibuki-kouenkai@lake.ocn.ne.jp

後援: 磯子区 横浜市磯子区社会福祉協議会 神奈川新聞社 50th 感謝の日  
協賛: 大栄電子(株) ジャパントータルサービス(株) (株)像建築設計事務所 (有)ドゥ・ビー 相日防災(株) 萬運輸(株)  
鈴木&パートナーズ法律事務所 (募集継続中)



地域から暮らしに役立つ情報を発信!

# 消費生活推進員パネル展



10月27日(木)10時~11月2日(水)12時

区役所1階区民ホールにて開催!!

悪質商法からの身の守り方や食品、エコについてなど、**毎日の暮らしに役立つヒント**を周知している消費生活推進員が、消費生活に関する情報や地区での活動を紹介するパネル展示を行います。

## 【パネル展示内容一例】

- ・ サステナブルファッションって何?
- ・ 暮らしのレスキューサービスでトラブルが増加
- ・ 食の安心・安全(生鮮食品、魚介類)
- ・ クリーニングにおけるトラブルと絵表示



☆一部の時間帯にて、クイズラリーを行います。

※土日を除く 10月27日(木)の午前から11月2日(水)午前までの午前10時~12時、午後1時~3時を予定

是非お越しく下さい☆≡

※磯子区消費生活推進員は、横浜市の委嘱を受けて活動をしています。

問合せ 磯子区役所地域振興課 TEL (750) 2397